

官報 号外

令和三年五月二十八日

○第二百四回 参議院会議録第二十六号

令和三年五月二十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十六号

令和三年五月二十八日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆議院提出)

第六 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、航空法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
航空法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。赤羽一嘉国土交通大臣。

(国土交通大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 航空法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、過去に例を見ない規模で航空需要の減少が続いており、航空業界は大変厳しい経営状況にあります。こうした状況下においても、航空ネットワークを維持確保していくため、国と航空会社等が連携し、航空運送事業の基盤強化を図っていく

議事日程追加の件 航空法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

必要があります。

また、今後の航空需要の回復や国際的なイベントの開催も見据え、航空機や空港を標的としたテロ、ハイジャック等の危害行為の発生を防ぎ、航空機の旅客等の安全を確保するために、航空機に搭乗する旅客に確実に保安検査を受検させるための仕組み等を設ける必要がございます。

さらに、ドローンなどの無人航空機は、近年、その利活用が急速に進展しており、人手不足等の社会課題の解決や新たな付加価値の創造に資する技術として、将来に向けてその役割の拡大が期待されております。

今後、都市部上空での荷物配送や広域巡回警備、災害対応、インフラ点検等の幅広い用途に無人航空機を有効活用し、多くの人が利便性を享受できるようにするためには、現在飛行を認めていない有人地帯上空での補助者なし目視外飛行、いわゆるレベル4飛行の実現が必要不可欠であります。このため、無人航空機が有人地帯の上空を飛行する場合の安全を厳格に担保するための仕組みを整備する必要があります。

このような趣旨から、この度、この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、世界的規模の感染症の流行等により本邦航空会社の経営に甚大な影響が生じ、安全かつ安定的な航空ネットワークの維持確保が必要な場合における国土交通大臣による航空運送事業基盤強化方針の策定や、定期航空旅客運送事業者による航空運送事業基盤強化計画の作成及び届出、その実施状況等の報告等を内容とする制度を構築することとし、あわせて、令和三年度において航空会社等への支援措置を講じることが踏まえた所要の規定を整備することとしております。

第二に、航空機や空港等に対するテロ、ハイ

ジャック等の危害行為の防止のため、航空機に搭乗する旅客等に対し保安検査の受検を義務付けるとともに、保安職員が職務遂行のため必要な指示を出す権限を明確化することとします。

また、国土交通大臣が危害行為防止基本方針を策定し、関係者の役割分担や連携強化について定めるとともに、保安対策全体を主体的にマネジメントすることにより、国のリーダーシップを強めることとしております。

さらに、検査会社に対する監督の強化等について規定することとしております。

第三に、無人航空機のレベル4飛行の実現に向け、国土交通大臣による無人航空機の機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度を創設することとしております。これにより、技能証明を有する者が、機体認証を受けた無人航空機を、運航管理の方法等を確認するための許可、承認を受けた上で飛行させる場合には、レベル4飛行で想定されている第三者の上空を飛行できるようにいたします。

あわせて、これまで国土交通大臣による許可、承認を必要としていた飛行について手続の合理化を進めるとともに、無人航空機を飛行させる者に対する飛行計画の通報や事故等が発生した場合の報告の義務付けなど、運航ルールも整備することといたしております。

さらに、無人航空機に係る事故等の防止に寄与するため、運輸安全委員会の調査対象となる航空事故に無人航空機に係る事故のうち重大なものを追加することとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大野泰正さん。

〔大野泰正君登壇、拍手〕

○大野泰正君 おはようございます。自由民主党の大野泰正です。

自民、公明を代表し、ただいま議題となりました航空法等の一部を改正する法律案について、国土交通大臣に伺ってまいります。

我が国の国民生活、経済を支える重要なインフラとして航空ネットワークはその役割を果たしてきました。

昨年一月、新型コロナウイルスが蔓延している中国武漢から邦人退避においても、また、現在は海外からのワクチンを迅速に運んでいるのも我が国の航空会社であります。日々の暮らしから有事の際の邦人保護、また安全保障戦略物資の輸送まで、航空ネットワークはその責務を果たしております。

しかし、今、コロナ禍の人流制限により、航空業界はもとより、運輸業界全体が大変厳しい状況に直面し、存続の基盤を脅かされています。しかしながら、今、人材を手放したり、業界自体が縮小したりすれば、収束後のV字回復につなげることも、観光立国を実現することも難しくなります。

今回の改正で航空運送事業の基盤強化支援の実効性を担保していることは、国民の命を守る国の強い意志を感じますが、直近の課題としては、六月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置の延長を含め、航空業界を始めとする厳しい状況に直面している業界の事業継続を支え、雇用を守る措置を強力に講じていただきたいと思います。特に、赤羽大臣におかれましては、持ち前のパワーとリーダーシップで政府をまとめていただきたいと思います。

と思います。大臣の御所見を伺います。

次に、ワクチンパスポートについて伺います。現在、国際線を安全かつスムーズに再開させていくために、スマートフォンアプリを利用したデジタル証明として、国際空港連送協会が開発中のIATAトラベルパスやコモンズプロジェクトが世界経済フォーラムと連携して開発中のコモンパスなどがあり、我が国でもトライアルが行われています。

ワクチン接種が進むにつれて、各国政府において接種済旅客の渡航制限を緩和する動きが既に始まっています。急速な回復に合わせ、世界でのワクチン接種履歴の活用やそれを踏まえたワクチンパスポートの動きに対し、我が国の対応に遅れが出ると人流が滞り、経済活動に大きな支障となります。コロナ禍からの脱却期において日本だけが取り残される危険性さえもはらんでいます。

アフターコロナでインバウンド六千万人を目指す我が国としては、出入国管理、検疫、さらにはデジタルまで、政府全体でしっかりと連携を取り、ワクチンパスポート等も含め、デジタル証明の国際標準化の流れに乗り遅れることがないよう、国際社会との連携と遅滞のない批准に向けての国内調整を早急に進めておく必要があります。大臣のお考えをお聞かせください。

次に、空港の保安体制について伺います。安全、安心な航空ネットワーク実現の上で、テロや感染症のリスクが高まる今日、空港全体の保安体制強化は極めて重要です。保安検査を過ぎた後のクリンエリアは航空機で世界とつながっています。リスクが世界で拡散する可能性を認識した上で、保安検査の厳格化、円滑化はもちろんのこと、空港全体でテロ等を未然に防ぐための不審者、不審物の早期発見、監視体制強化も重要であります。

今日まで、我が国の空港保安体制は、主体が空港管理者や空港ビル管理者、航空会社等多岐にわたっていることで、責任の所在と権限が不明確で、保安体制として非常に脆弱でありました。今回の改正で、九・一〇後の米国のように国の責任を明確にされたことで、今後、より安心、安全の国をアピールして、インバウンドを受け入れる体制ができたと思います。

国の責務において空港の安心、安全を高めるため、早急に空港保安体制を再構築し、抜本的な強化策を講じるべきと考えますが、大臣の御見解を伺います。

次に、ドローンについて伺います。

コロナ禍の中、ドローンによる人口密集地での配送など、世界中で非接触型ビジネスの動きが加速しています。

そこで、新たに有人地域での自律的な飛行、レベル4に合わせた安全性や技能に関する認証、証明制度の創設など、目視外運航管理方法を確立することが不可欠です。一方、目視による運航管理については、自律的な目視外飛行に求められる規制とは明らかにレベルが違ってくることから、蓄積された知見に基づいて、飛行によるリスクの程度に応じた見直しを図る必要もあります。

そこで、実効性のある安全確保のため、有人地帯での目視外飛行、レベル4と目視による飛行双方において、規制緩和と安全性をどのように均衡させ、許可、承認制度の体系化を図るおつもりでしょうか。今後のドローンの発展を考えると、目視の無線飛行機と目視外自律飛行のドローンとは別物であり、本来分けて考えなくてはなりません。方策を間違えう懸念もあると思いますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、SAFについて伺います。我が国では、昨年十月、二〇五〇カーボン

ニュートラルを宣言し、二〇五〇年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする目標を掲げました。航空業界は、まずは新型コロナウイルスによる現下の厳しい環境を乗り越えなければなりません。そして、その先にはカーボンニュートラルへの対応という大きな課題を抱えています。その実現には、化石由来の燃料に代わる持続可能で環境負荷の小さい、サステナブル・アビエーション・フューエル、いわゆるSAFの確保が絶対に必要であります。

欧米では、SAFの開発や量産に向けた産業育成に政府の支援が手厚く行われてきた結果、既に一部が商用化されています。一方、我が国にはSAFの確固たる製造事業者がないというのが現状であります。

必要量を安定的に国際競争力のある価格で供給できない事態になれば、本邦航空会社が各国へ就航する上で、SAFが搭載できないことで規制を課され、我が国の国際航空ネットワークの維持ができなくなってしまう可能性や、日本の国際空港の地位が低下し、海外の航空会社が我が国への乗り入れを回避する可能性もあります。

既に先行している欧米はもとより、中国、アジア諸国に対しても、SAFの国産化、量産化において劣後し、これらの国に依存するようなことがあれば、我が国のエネルギー安全保障に対して大いなる懸念を覚えます。

SAFの産業育成による効果は航空だけでなく、さまざまな産業に波及する過程で大型車両や船舶等に活用可能なクリーンディーゼルも得られるなど、SAF開発で得られる知見、経験を生かすことが、他産業の脱炭素にも寄与し、二〇五〇カーボンニュートラルにつながります。

グリーンイノベーション基金の重点的な活用などを通じてSAFの国内生産を進めていくこと

は、資源の乏しい我が国が持続可能な国産エネルギーを独自の資源として持つこととなり、我が国の安全保障に大きく寄与します。逆に、このまま国産化が進まなければ、SAFの確保競争にさらされ、国際競争力を失ってしまう可能性が高いのが日本の航空業界であります。

大臣として、関係業界を束ねて国内SAFの開発を進め、一日も早く国産の持続可能エネルギーを実用化することは、航空のみならず日本の国力という観点からも必ずやり遂げなくてはならない課題だと思えます。大臣のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 大野泰正議員から、まず、航空会社に対する支援についてお尋ねがありました。

航空会社は、公共交通機関として国民生活や社会経済活動を支え、コロナ対策においても御貢献をいただいております。ポストコロナの成長戦略を実現していくためにも、極めて重要な役割を担っていただいております。

国としては、日々の安全運航を支える人材の雇用維持を図りつつ、事業継続を支援することを通じて航空ネットワークを維持確保するため、雇用調整助成金の拡充や資金繰り支援、一千二百億円規模の着陸料を含む空港使用料や航空機燃料税の減免等を行っております。

特に、雇用の確保を図る上で、雇用調整助成金の特例措置の延長は不可欠であると認識をしております。厚生労働省とも連携し、実現してまいりたいと考えております。

引き続き、航空需要の動向や経営状況を注視しつつ、適時適切に対応してまいります。

国際的な移動に関するデジタル証明の国際連携

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

航空法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

や、いわゆるワクチンパスポートについてお尋ねがございました。

国境を越える人の移動に際してのデジタル証明の活用につきましては、国土交通省としても、出入国の際の手続の非接触化や円滑化を図るため、関係省庁、航空会社、国際航空運送協会等の国際的な関係団体等としっかり連携して取り組んでまいります。

なお、いわゆるワクチンパスポートにつきましては、接種を受けない方への不当な差別につながるようなことなど、様々な論点があるところでありますが、国境を越える人の移動の本格的な再開に向けて、国内外の議論、各国の具体的な対応状況等について情報収集しながら、政府全体として対応してまいりたいと考えております。

空港の保安対策の強化についてお尋ねがございました。

空港の保安体制につきましては、御指摘のように関係者が多岐にわたるため、国が保安対策全般を主導して、これらの連携の強化を図っていくことは重要であると考えております。

また、現在、保安検査における現場の対応は航空会社と検査会社に委ねられておりますが、議員も活動されております運輸安全推進議連の提言にもあるような、空港での一体的な保安体制の構築のメリット等も踏まえながら、保安検査の実施主体の在り方についても、有識者による検討会議において早期に検討を進めてまいります。

これらの課題の解決のほか、先進的な検査機器の導入や検査員の労働環境の改善等の取組も含め、今後、新たに策定する危害行為防止基本方針で国が前面に立つて主導的に取り組むことを明確に位置付け、国の責務として空港の保安体制の抜本的な強化を図るべく、しっかりと対応してまいります。

無人航空機の飛行に関する規制緩和と安全性の均衡、許可、承認制度の体系化についてお尋ねがございました。

本法案における無人航空機の安全規制の改正では、諸外国の事例も参考に、飛行のリスクに応じた制度としております。具体的には、ドローンの自律飛行によるレベル4飛行につきましては、技能証明や機体認証を受けた上で飛行ごとに許可、承認を必須とすることとし、厳格に安全を確保してまいります。

一方で、ドローンの手動操縦やラジコンなどによる目視内での飛行につきましては、現行制度でも安全上のリスクが低い場合は許可、承認なく飛行させることを可能としております。さらに今回、現行制度では許可、承認が必要となる飛行につきましても、技能証明や機体認証を受けて行う場合には許可、承認を原則不要とし、規制を合理化することとしております。

今後とも、技術革新や飛行実態等を踏まえ、制度の詳細設計を行うとともに、必要に応じて規制の見直しを検討することにより、規制緩和と安全性のバランスを確保してまいります。

SAFの国内生産等について、今後どのように進めていくのかとお尋ねがございました。

航空分野のCO₂削減のため、植物油や廃棄物などから製造される持続可能な航空燃料、いわゆるSAFの使用は大きな効果が期待されます。

昨今、諸外国の動きが加速している中、気候変動対策の観点に加え、我が国の国際競争力強化の観点や、日本の空港を利用するエアラインの燃料調達といったエネルギー安全保障という観点からも、国産SAFに係る技術開発等の取組を進めることが重要と認識をしております。

二〇三〇年頃に実用化を図るべく、原料の安定的確保や低コスト化、サプライチェーンの確立な

どの課題を克服していくため、国土交通省では、資源エネルギー庁を始めとする関係省庁等が参加する検討会を立ち上げ、SAFの導入促進策の検討を行っております。

今後、グリーンイノベーション基金事業の活用も視野に、関係省庁等とも相談、調整することにも、必要な取組が着実に進むよう、関係省庁や航空会社と一体となって全力で努力してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 青木愛さん。

(青木愛君登壇、拍手)

○青木愛君 私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました航空法等の一部を改正する法律案につきまして、赤羽国土交通大臣と田村厚生労働大臣に質問いたします。

本法律案は、大きく三つの柱から構成されております。

一つ目の柱は、航空ネットワーク確保のための方針の策定、支援についてです。

現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活や社会経済へ甚大な影響を受けております。航空関連産業においても、国内外での移動制限により需要が激減し、産業の存続に極めて甚大な影響を受けています。

本年二月には、格安航空会社のエアアジア・ジャパン株式会社、本邦航空業界初の新型コロナウイルス感染症関連で東京地方裁判所より破産手続の開始決定を受けました。また、航空大手二社の業績も低迷しており、二〇二〇年度連結決算によると、ANAホールディングスの純損失は四千四百六十六億円と過去最大の損失となり、JALグループは二千八百六十六億円の純損失となりました。いまだ新型コロナウイルス収束のめどが立ってお

らず、航空関連産業は未曾有の危機に直面しています。

そのような中、国土交通省は、本邦航空・空港関連企業の収支改善等の取組を支援することにより航空・空港関連企業の経営基盤を強化することにも、国民の移動の基礎的インフラである航空ネットワークを適切に維持するため、令和二年十月に、コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージを取りまとめました。主な内容として、航空会社に対しては、令和三年度において、空港使用料や航空機燃料税の更なる減免として一千二百億円を、また、空港会社に対しては、空港施設の整備に対する無利子貸付けや財政投融资を活用した融資などを行うとしています。

そして、この度の法律改正では、安全かつ安定的な航空ネットワークの維持確保のため、国土交通大臣が航空運送事業の基盤強化に関する方針を定めることとしております。その目的と中身はどのようなものなのか、昨年の支援施策パッケージとどのように関係しているのか、国土交通大臣にお伺いいたします。

また、本邦航空会社が国の支援を受けるためには、国が定めた方針を踏まえて事業基盤強化計画を策定し、同計画の実施状況を定期的に国へ報告することが求められています。しかし、民間航空会社の事業計画に対し、国の関与を過度に強めるものであってはなりません。と同時に、特にコロナ禍において雇用が犠牲になることも避けなければなりません。この度の国の支援と国の関与の在り方について、国土交通大臣にお伺いいたします。

次に、空港における水際対策の強化です。去る三月九日に、国土交通委員会において赤羽国土交通大臣から所信を聴取いたしました。その

中で、赤羽大臣は、新型コロナウイルス感染拡大への対応策の一つとして、水際対策の強化を掲げておりました。

しかし、現在では、日本国内にイギリス株やインド株など各種の変異株の拡散状況が明らかになっており、空港における水際対策がいかに不徹底であったかと言わざるを得ません。

五月二日の報道では、新型コロナウイルスの水際対策で、政府が三月末から行っている全入国者への入国後十四日間の位置確認をめぐり、誓約した場所での待機が確認できなかったり、離れた場所にいたりする人が、多い日で一日三百人を超えていることが厚生労働省などへの取材で判明いたしました。

変異株の影響が顕在化している中で、このような事例の発生は看過することができません。検査、水際対策の所管である田村厚生労働大臣に、また赤羽国土交通大臣に、水際対策の強化、徹底を求めたいと思いますが、両大臣の御見解をお伺いいたします。

本法律案の二つの柱は、保安検査等の確実な実施に向けた制度整備についてです。

航空保安全般について、二〇〇一年九月のアメリカ同時多発テロ事件に象徴されるように、航空機を大量殺傷兵器として利用するテロは、現在では国家を標的としていることから、テロ、ハイジャック対策は国家レベルの課題となつています。

ところが、我が国では、これまで航空機への搭乗前に行われている保安検査や預入手荷物検査については法的な位置付けが明確でなく、検査の確実な実施に向けた関係者の連携強化や保安検査における国の責任が明確ではありませんでした。

そのような中、今回の改正案で初めて保安検査が義務化されることになり、保安検査員が、旅客

による検査拒否に対して今後は法的根拠を基に厳格に対応できるようになります。

さらに、国がテロ等の危害行為防止のための基本方針を策定する役割を示したことは、航空保安の強化につながる前進です。しかし、なぜ今まで保安検査が義務付けられていなかったのか、義務付けが放置されてきたのか、国土交通大臣にお伺いをいたします。

今回の改正に前進が見られるとしても、航空保安の責任主体が民間の航空事業者であるという根本的な問題は解決に至っていません。

諸外国では、航空保安に関して、アメリカやドイツ、ニュージーランドでは国が、ドイツ以外のヨーロッパや中国や韓国などでは空港会社が主体的に責任を負っており、日本のように民間の航空会社が航空保安の責任を負っている国はほとんどありません。日本では、民間の航空会社が民間の整備会社に航空保安検査を委託しており、全くの民間任せです。

国家の安全保障に関わる保安検査は、国が責任を負うべきだと考えます。航空保安に係る国の責任について、また地方公共団体、空港管理者、航空運送事業者、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、国土交通大臣にお伺いいたします。

関連して、航空保安に関する財源の在り方についてお聞きいたします。

現状では、保安検査に係る費用は、全体の二分の一を航空会社、二分の一を空港管理者が負担しており、保安検査を委託する警備会社への支払もその中から支出しています。保安検査費用を航空会社に負担させる国は、海外ではほとんどありません。ポデイスキャナーなどの高性能の保安検査機器を導入する際は、航空会社の負担分の二分の一を国が補助することになってはいるものの、チケット代金に含まれた百五十円の保安料は国に納

められており、財源的にも国はほとんど責任を負っていません。

テロ、ハイジャック対策を国家レベルの課題と捉え、多様化、巧妙化する犯罪を未然に防ぐためには、国が主体的に予算措置を始めとした対策を講じるべきだと考えますが、国土交通大臣に御見解を伺います。

次に、現場で働く保安検査員の処遇改善です。長期間労働、低賃金、旅客のクレーム対応等、保安検査員にとっては大変厳しい労働環境にあり、そのため、離職率が高いというのが現状です。保安検査員の処遇に関して、現状認識と今後の処遇改善の方針について、国土交通大臣にお伺いいたします。

以上のように、日本では国の安全に関わる保安検査は民間任せ、財源も民間任せで、国の主体的な責任ある姿勢が見られません。コロナの水際対策が中途半端であることの要因の一つに、このような保安体制に対する国の姿勢も影響しているのではないかと考えざるを得ません。

本法律案の三つの柱は、無人航空機のレベル4の実現に向けた制度整備についてです。

最近、無人航空機、ドローンの利用が飛躍的に拡大しており、国民生活の利便性の向上や多くの産業の生産性向上に寄与するものとして大きな期待が寄せられています。

例を挙げますと、人が立ち入れない場所の調査や景観の撮影、高度成長期に施設したインフラが一斉に老朽化を迎えている中での橋梁や道路の点検、下水道や送電線の点検、また、農業における農薬の空中散布や生育状況の把握、山間部、過疎地、離島への物流、災害時の被災状況の把握と医薬品や食料を始めとする物資の輸送、山や海での遭難への対応など、多種多様な場面での利活用が進んでいます。

一方で、ドローンが落下して人や物に傷害を与える事件や、空港周辺でドローンの飛行が確認されるなどの事案が発生していることも耳にします。ドローンの利活用について進めることは必要と考えますが、その危険性を十分に理解し、安全対策に万全を期し、事故を未然に防がなければなりません。

無人航空機の飛行形態にはレベル1からレベル4までがあり、レベル1、2は目視内飛行、レベル3は人のいない無人地帯での目視外飛行、ここまでは一定の条件下で飛行が可能です。

この度の法律改正ではレベル4が解禁され、市街地や住宅街など人がいる上空を補助者なしで目視外で飛行することが可能となります。有人地帯での飛行となることから、事故が起きた際の被害の度合いも高まることが予想されます。その飛行特性を踏まえ、より厳格に飛行の安全性を確保する必要がありますと考えます。

そこで、本法律案において、飛行の安全性の確保がいかに図られているかという点について、国土交通大臣に説明を求めます。

また、同時に、個人のプライバシーにも注意が必要です。住宅の上空やマンションの傍らを飛行する場合、住宅や住民を搭載されたカメラで撮影することが技術的に可能となります。そのような第三者のプライバシーの侵害をどのように防ぐのか、国土交通大臣にお聞きします。

次に、今回の法律改正により、多くの愛好者が楽しんできた無線操縦の模型飛行機、いわゆるラジコン飛行機への影響についてお聞きします。

ラジコン飛行機の愛好者の多くは、自分の手で作った飛行機を自分の手で飛ばす、つまり、飛行機を作る過程とそれを飛ばすための技術の向上を楽しんでいます。この趣味は物づくりを通して大空への夢を実現するものであり、多くの先人たちが

が努力してつくり上げ守ってきた趣味であり、文化でもあります。そこには物づくりの心が躍動しています。

他方、ドローンは、その多くが既製品であり、コンピューター制御による自動操縦をベースとしており、ラジコンのような物づくりや操縦技術よりも、その利活用に重点が置かれています。

両者はどちらも無人航空機ですが、その目的も構造もかなり異なります。しかし、法律ではどちらも無人航空機として定義し、同じ規制を掛けています。ラジコンをドローンと同じ枠組みで規制を強化すると、長年引き継がれてきた物づくりの心が縮こまるだけでなく、ラジコン飛行機を趣味とする文化自体が消滅してしまうのではないかと心配しています。

これまでラジコンを通して多くの愛好者や子供たちが物づくりの心を育んできたことについての受け止めと、あわせて、趣味として楽しんでいるラジコン愛好者に対しては、手続の簡素化や負担の軽減などの配慮をすべきではないかと考えますが、最後にこの点について国土交通大臣の御見解をお伺いして、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 青木愛議員から、まず、航空運送事業基盤強化方針についてお尋ねがございました。

航空運送事業基盤強化方針は、世界規模の感染症の流行などにより、航空会社の経営に甚大な影響が生じた場合でも安全かつ安定的な航空ネットワークを確保することを目的として国が定めることとしております。

方針の内容といたしましては、ポストコロナも見据えた航空ネットワークの維持確保の必要性のほか、支援施策パッケージの内容も含めた国の支

援策や航空会社が講ずべき取組等について基本的な方向性を記載することとしております。

航空会社が定める事業基盤強化計画への国の関与についてお尋ねがありました。

今般の法改正により、航空会社は事業基盤強化のための計画を作成し、その取組状況を定期的に報告することとなりますが、人員整理など雇用に関する個別具体的な指示を国が出すことは考えておらず、個別の経営について国の関与を強めるものではありません。

引き続き、航空需要の動向や経営状況を注視しつつ、適時適切に対応してまいります。

水際対策の強化、徹底についてお尋ねがございました。

国土交通省といたしましても、厚生労働省による検疫の適切な実施を支えるため、検疫の実施に必要な空港内のスペースの確保や日本への入国に際して必要となる陰性証明の確認、必要書類やアプリ等の旅客への周知徹底について、空港会社、航空会社に協力要請を行っております。さらに、政府で決定した水際対策強化措置に基づき、検疫の適切な実施のため、搭乗者数の抑制を航空会社へ要請しております。

引き続き、国内外の状況に応じ、水際対策の着実な実施のため、関係省庁や関係事業者と連携して対応してまいります。

保安検査の義務付けについてお尋ねがございました。

これまで、航空法において定められている航空機内に危険物等を持ち込むことを禁止している点を受け、航空会社が運送約款に基づき、保安検査を受けない旅客の搭乗を拒否するという枠組みで保安検査の実施を担保してきたところであり、航空法に義務付けはしておりませんでした。他方、近年、保安検査をめぐるトラブルの発生、保安検

査員の担い手不足や現場での労働環境、待遇の改善といった構造的な要因等、多くの課題に直面しております。

このため、有識者会議における議論を経て、今般、保安検査を受けることの義務付けに加え、保安対策全体において国が主導的な役割を果たすことや、検査会社に対する国の関与の強化などの施策をパッケージで実施することにより、構造的な課題も含めて多面的に解決を図ることとするものであります。

航空保安に係る国の責任及び関係者の役割分担についてお尋ねがございました。

今般新たに策定する危害行為防止基本方針では、国が主体的に保安対策全般の総合調整を行う中で、地方公共団体、空港管理者、航空運送事業者、保安検査会社等の関係者の役割分担を明らかにするとともに、保安検査等における様々な課題の解決に向けて国が主導的な役割を果たすことを明確に位置付けることとしております。

また、保安検査の実施主体の在り方につきましては、賠償責任、保険制度など関連する様々な課題について整理する必要があることから、有識者による検討会議を開催し、実施主体ごとのメリット、デメリットも考慮しつつ、海外事例の詳細など調査分析を行いながら検討を進めてまいります。

テロ、ハイジャック対策に係る費用負担の在り方についてお尋ねがございました。

航空保安対策に関する費用負担の在り方につきましては、諸外国においても受益者負担の考えが一般的であると承知をしておりますが、保安検査の実施主体の在り方とも密接に関連するということとを踏まえながら、今後の保安対策の充実強化に向けて、有識者による検討会議において検討してまいります。

保安検査員の処遇について、現状認識と今後の改善方針に関するお尋ねがございました。

保安検査員の離職率は高く、その背景には、保安検査の現場において、クレーム対応の厳しき、拘束時間の長さにより時間単価が低くなること等の課題があるものと認識をしております。

このため、今般新たに策定する危害行為防止基本方針において、現場における様々な課題の解決に向けて国が主導的な役割を果たすことを明記し、検査員の方を含む現場の声を直接しっかり聞き、関係者間の連携を強化することにより、保安検査員の処遇を含む労働環境の改善や人材確保、人材育成に取り組んでまいります。

無人航空機のレベル4飛行の安全性の確保についてお尋ねがございました。

レベル4飛行を行う無人航空機につきましては、補助者なしで第三者上空を目視外飛行することとなるため、本法案において、機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度を創設することとし、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させることを必須といたします。その上で、飛行ごとに国の許可、承認を求め、飛行の安全を確保するための運航体制などを確認することとしております。

無人航空機の飛行による第三者のプライバシーの侵害についてお尋ねがございました。

政府において、平成二十七年にドローンによる撮影映像等のインターネット上の取扱いに関するガイドラインを策定、公表したほか、昨年三月の官民協議会におきまして、第三者や住宅地にカメラを向けないことや、撮影映像等にぼかしを入れることなど、無人航空機の操縦者が遵守すべき事項について整理しております。

国土交通省としても、関係省庁と連携し、本法により創設する技能証明を取得するための講習

や、無人航空機の飛行の許可、承認を行う際の審査など、あらゆる機会を通じて第三者のプライバシー保護について周知徹底を行ってまいります。

ラジコン飛行機についての受け止め及び手続の簡素化や負担軽減の必要性についてお尋ねがございました。

ラジコン飛行機は、日本の物づくりの文化や近年の無人航空機の発展にも貢献してきたものと認識をしております。

本法案は、これまで許容されている趣味としてのラジコン飛行機の飛行に新たな制限を加えるものではありません。また、現行の許可、承認制度や昨年の航空法改正で創設された機体の登録制度でも、ラジコン飛行機の利用者による飛行の実態も踏まえた手続の簡素化に取り組んでいるところであり、今後も安全の確保と利用者負担の軽減の両立に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 青木愛議員にお答えいたします。

水際対策についてお尋ねがありました。

いわゆるインド変異株については、強い危機感を持って対応に当たっているところであり、インドを始めとした六か国からの入国者について、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求め、入国後三日目、六日目、十日目に改めて検査を受けていただくなどの検査強化措置を講じています。

また、入国後十四日間の健康状態の確認と自宅等待機の徹底を図るため、位置情報確認アプリによる居場所の確認やビデオ通話による状況確認のほか、三日以上連絡が取れない場合等の見回り等、複数の取組を並行して進めるとともに、確実なフォローアップの実施のための体制を強化してまいります。こうした取組により、御指摘の待機

が確認できなかった方の数も大きく減少しています。

水際対策については、検疫のみならず、関係省庁が連携して機動的に取り組んでいるところであり、引き続き政府全体として必要な対応を講じてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 室井邦彦さん。

(室井邦彦君登壇、拍手)

○室井邦彦君 日本維新の会の室井邦彦です。

航空法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、赤羽国土交通大臣に質問をいたします。

科学技術の進歩で近年注目を集めているドローンは、空の産業革命と言われる新たな可能性を有する技術であります。二〇二〇年代の終わり頃には、ドローンのために指定された空路、空域であるドローンハイウェイを飛び交うドローンを見ることになるでしょう。

また、ドローンとともに注目されているのが空飛ぶ車です。我が国においては、国土交通省と経済産業省が二〇一八年八月より空の移動革命に向けた官民協議会を開催し、空飛ぶ車の実現に向け官民の関係者が一堂に会していると承知しております。科学技術に対する人類のたゆまぬ努力と英知は、これまでも夢を現実のものとしてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響が人の移動を制限し、航空業界の企業経営に深刻な問題をもたらしております。

第二次大戦以降に発生したオイルショックやイラン・イラク戦争、アジア通貨危機、SARS流行、世界金融危機などを凌駕し、歴史的に前例のない落ち込みとなっており、具体的には、二〇一九年と比較して二〇二〇年は世界全体で提供座席

数が五〇％、旅客数が六〇％減少し、二十六億九千九百万人分の需要が失われたと国際民間航空機関が報告がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、航空需要の回復に不確実性をもたらしております。要因として、パンデミックはいつまで持続し、どの程度深刻な水準になるのか、そして、世界的な景気後退はどの程度、またどのくらいの期間にわたって深刻なものになるのかということが考えられます。

今回の法改正により、甚大影響事態が発生した場合に国土交通大臣は航空運送事業基盤強化方針を策定することとしておりますが、甚大影響事態とはどのような事態を想定しているのか、その定義と甚大影響事態を回避したと判断する航空需要の回復の根拠についてお聞きをいたします。

アフターコロナ、景気回復の航空輸送需要の増大にも的確に対応していくことが重要と考えます。航空会社の航空運送事業の基盤強化に関する計画については、中長期的な視点から検討を進め、策定をすることが求められるべきであります。

我が国は人口減少社会に突入していますが、世界の人口は増え続けております。その意味において、海外からのビジネス旅客、観光客を取り込む環境の整備が我が国航空産業のビジネスモデルに強く求められます。世界銀行のビジネス環境に関する直近の我が国の順位は、OECD加盟国中十八位、全体で二十九位だと聞きましたが、ランキング向上に向け我が国はどう取り組んでいくのか、お聞きいたします。

また、観光立国を目指し、訪日外国人旅行者数を二〇二〇年に四千万人、二〇三〇年に六千万人とする目標を定めておりましたが、アフターコロナ後の観光ビジョンの方向性に関し、どのような

検討が行われているのか、お聞きいたします。

航空輸送における大変革は、一九五〇年代にジェット機が登場し、地球規模の移動が一気に早くなったことです。そして、LCCの登場は、ジェット機の登場のそれと並ぶ大変革を世界にもたらしつつあると言われております。

我が国は、LCCによる低価格の実現が世界レベルに比較し遅れていると感じます。近隣アジアの主要都市との往復航空運賃が一万円以内になる可能性も夢ではありません。このような低価格で行き来できる社会が到来すると、この地域の政治、経済、さらに人々の意識に変化をもたらすと考えられます。

世界の総座席数の二五から三〇％はLCCが提供し、地域では、米国が三〇％、欧州は四〇％、東南アジアは五〇％を超えておりますが、我が国の国内線LCCシェアは約一〇％であると感じました。航空使用料や航空機燃料が重い負担になってLCCの成長を妨げていると指摘があります。LCC型のビジネスモデルを拡大するための支援にどう取り組んでいくのか、お聞きいたします。

二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するためには、航空分野においても温室効果ガス排出量を増加させない取組の強化が必要と考えます。その対策として、航空機新技術の導入、運航面の改善、持続可能な航空燃料の使用等が課題として挙げられます。そのためには、オールジャパンとしての取組が重要になると考えますが、関係者による連携、協力をどう進め、航空機におけるCO₂排出量の削減対策に取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

地域航空は、離島や遠隔地域と大都市圏の様々な格差を解消する上で必要不可欠な手段と考えます。他方で、その路線の特性上、採算を合わせる

ことが困難という特徴があり、元々経営の苦しい地域航空の運営に更にリスクを負担させなければならぬことを意味しており、国や地方自治体は航空会社の経営努力に全てを委ねるべきでないと考えます。損失補填にとどまらず、適切な利潤としてある程度のインセンティブを加えた制度の構築が求められると考えますが、離島、遠隔地域の地域航空の維持にどう取り組んでいくのか、お聞きいたします。

航空輸送における安全は、航空会社にとって社会的責務であると理解しております。我が国において、九・一一の米国同時多発テロ以降、航空保安体制が強化されてきたと理解しております。また、保安検査について、検査をめぐる相次ぐトラブルの発生や保安検査員の抱い手確保や劣悪な労働環境といった多くの課題が顕在化していると承知しております。航空保安体制の強化のためには、検査機器等の更なる高度化が鍵を握ると考えます。航空セキュリティの強化に向けてどう取り組んでいくのか、お聞きいたします。

また、リスク管理においては人的要因の重要が指摘されております。日々の仕事の中のミスや、はつとしたことも見逃さず、解決、改善していくことが全体の安全性向上につながると考えます。そして、国、航空会社、空港管理、検査会社の連携の強化や情報共有が重大な事故や災害の発生を未然に防止することにつながると考えます。検査員の人材確保、育成を図りつつ、安全度向上に向けた体制の構築にどう取り組んでいくのか、お聞きいたします。

グローバル化の潮流の中で、一国に縛られないグローバル航空会社が登場しつつあり、世界の規模の再編が進展していると承知しております。グローバル市場における競争激化がもたらした航空産業の財政悪化が、一九九〇年代後半以降、世界

の航空会社間で様々な提携の動きが活発化されております。

本邦航空会社が企業再編の動きに対応するには資本規制等の問題が内在していると承知しておりますが、日本維新の会は、既成概念にとらわれることのない規制緩和を断行し、産業の振興と経済の活性化に向け挑戦し続けていくことをお誓いし、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 室井邦彦議員から、まず、甚大影響事態並びに航空需要回復についてお尋ねがございました。

今般のコロナ禍のように、国際線と国内線の両方の需要が長期にわたって著しく減少し、航空会社の経営に甚大な影響が発生するような場合には、民間企業の努力のみでは航空ネットワークの維持が困難となり、ひいては利用者利便に重大な影響が生じることとなります。

本法案では、こうした事態を甚大影響事態と捉え、国と航空会社が一体となって航空運送事業の基盤強化に向けた取組を進めていくこととしております。これらの取組により、航空ネットワークが空のインフラとして今後の需要増加に的確に対応できるよう、環境を整備してまいります。その過程で、航空需要が国際線、国内線とも甚大影響事態以前並みに回復し、航空ネットワークの形成に支障を来すおそれなくなつた場合には、甚大影響事態には該当しなくなるものと考えております。

アフターコロナにおける海外からのビジネス旅客を取り込む環境の整備についてお尋ねがございました。

世界銀行のビジネス環境ランキングの中で、我が国の課題とされている項目の改善に向けてましては、政府全体として取り組んでまいります。

国土交通省におきましては、将来の航空輸送の需要増大を見据え、海外のビジネス旅客の利便性向上の観点から、首都圏空港などの国際拠点空港の機能強化、顔認証システムを活用した搭乗手続の円滑化、ビジネスジェットの利用環境改善などに引き続き取り組んでまいります。

今後の観光政策の方向性についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、水際対策を徹底していることもあり、観光目的での訪日再開にはしばらく時間を要するものと考えておりますが、コロナ禍においても我が国の自然、気候、文化、食などの魅力が失われたわけではございません。

そのため、昨年十二月には今後のインバウンド観光の再開も視野に、全国津々浦々の観光地の底力を高めるべく、感染拡大防止と観光需要回復のための政策プランを策定し、同プランに基づき、観光地における施設改修や廃屋撤去など、宿、観光地のリニューアル、また、多言語対応やバリアフリー化等の受入れ環境整備等の取組を進めていくところでございます。

今後、国内外の感染状況や人の往來の再開状況を見極めた上で、インバウンドの段階的な復活を図り、二〇三〇年訪日外国人旅行者数六千万人等の目標実現に向け政府一丸となって取り組んでまいります。

LCC型のビジネスモデルを拡大するための支援についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、これまで低コストで利用できる空港ターミナル等の利用環境の整備のほか、地方空港や小型機の着陸料引下げなど、LCCの事業安定に資する支援などを行ってきた結果、LCCの利用者は順調に増加し、新たな輸送需要を開拓してまいりました。

現在、コロナ禍でLCCを含む航空各社は大変厳しい状況にありますが、令和三年度には、国として千二百億円規模で着陸料を含む空港使用料や航空機燃料税の減免等を行うこととしており、今後とも多様な利用者ニーズに即した航空ネットワークの維持拡充を進め、LCC型のビジネスモデルの支援をしてまいります。

二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するため、航空機におけるCO₂排出量の削減対策についてお尋ねがございました。

国土交通省では、同対策のため、学識経験者、関係事業者、研究機関、関係省庁等から成る検討会を本年三月に立ち上げ、機材、装備品等への新技術の導入、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料、いわゆるSAFの導入促進、空港分野におけるCO₂削減のアプローチによる検討を進めております。

諸外国におきましても脱炭素化の動きが加速している中、我が国の航空産業の競争力維持強化のためには環境対策は必要不可欠と考えており、関係者と一体となってオールジャパンとしての取組を全力で進めてまいります。

離島、遠隔地域の地域航空維持の取組についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、赤字離島路線について、運航費、航空機購入費の補助や離島住民運賃割引の補助を実施しているほか、着陸料や航空機燃料税の減免などにより、経営に対する支援を行っております。

さらに、令和元年から、まずは九州地域における事業組合を設立し、航空会社の系列を超えて連携し、効率的な経営を行うことができる協業体制を開始しております。

国土交通省といたしましては、この新たな協業体制についての検証を含め、地域航空会社の経営

状態を注視しつつ、離島、遠隔地域の地域航空の維持にしっかりと取り組んでまいります。

航空保安体制の強化のための検査機器等の高度化を通じた空港セキュリティの強化についてお尋ねがございました。

国土交通省といたしましては、これまでもボディースキャナー等の先進的な検査機器の整備費用に対する補助などにより、その導入を推進してまいりました。今般新たに策定する危害行為防止基本方針に基づき、先進的な検査機器等の導入拡大を着実に図るなど、空港セキュリティ強化に向けた取組を一層推進してまいります。

航空保安検査員の人材確保、育成及び安全度向上に向けた体制の構築についてお尋ねがございました。

まず、保安検査の関係者間の連携強化を図るため、今般新たに策定する危害行為防止基本方針に基づき、国が主体的に保安対策全般の総合調整を行ってまいります。また、検査員の人材確保、育成を図るため、労働環境の改善などの様々な課題の解決に向けて、関係者と情報の共有を図りながら、国が主導してしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 浜口誠さん。

(浜口誠君登壇、拍手)

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

会派を代表して、航空法等の一部を改正する法律案について、赤羽大臣以下、質問します。

航空産業は、新型コロナによる甚大な影響が長期化し、旅客数は、国内線は対前年約八割減、国際線は約九割減、収益も約一兆円の赤字となるなど、極めて厳しい状況が続いています。

政府も、今年度の空港使用料、航空機燃料税で約千二百億円の減免、雇用調整助成金の拡充、融資面での支援等を行っています。航空産業は、人流、物流両面において極めて重要な産業です。政府は、引き続き離島、地方空港路線も含め、国内外の航空ネットワークの維持確保、雇用の確保を最大限支援すべきと考えます。航空産業の重要性と今後の支援について、赤羽大臣の所見を伺います。

世界的なワクチン接種拡大に伴い、今後、海外から日本への入国者も増加することが想定されます。海外由来の変異株等に対応するためにも、空港での水際対策が重要であり、空港でのPCR検査等の検査体制強化や、非接触の入国手続を拡充すべきと考えます。

また、ワクチン接種に関して、コロナ対策に成功している国の一つであるニュージーランドでは、ワクチン接種の最優先はボーダーワーカーと言われる空港等の国境に関わる仕事、航空会社職員等となっており、その次に医療従事者や高齢者となっています。日本においても、水際対策や航空会社、空港で働く皆さんにワクチンの優先接種を行うべきと考えます。水際対策の強化、空港関係者のワクチン接種の優先対応について、見解を求めます。

また、世界的な人の往来の再開のためには、諸外国で導入が進められている検査の陰性証明やワクチン接種履歴などのデジタル証明書を我が国においても政府が主導して導入に向けて取り組み、航空会社や行政のシステムと円滑に連携を図ることが重要だと考えますが、政府の所見を伺います。

二〇〇一年九月十一日の米国での同時多発テロを受けて、米国やドイツなどでは、保安検査を始めたとする全ての航空保安に関わる仕事は国の責任

で行うように変更されました。一方、日本の保安検査は、これまで約款で定められていたましたが、今回の改正で航空法に明記されます。今回の改正でどのような点で体制強化につながるのか、具体的な説明を求めます。

また、現状の航空保安の責任は民間航空会社であり、法改正後も見直されません。政府として現状の責任体制についてどのような課題があると認識しているのか、有識者会議で出された意見も踏まえ、見解を伺います。

航空保安は、テロやハイジャック防止という国家安全保障の問題であり、民間航空会社で対応する範囲を超えています。世界的に見ても、民間航空会社が責任を負っている事例はほとんどありません。航空保安について国が責任主体である諸外国の対応も十分に研究した上で、日本も、航空保安の一義的な責任を国が負った上で関係者間の役割分担を整理すべきであり、引き続き検討する必要があると考えますが、大臣の所見を伺います。

航空保安に係る財源について、現状では航空会社と空港管理者が二分の一ずつ負担していると認識していますが、国、地方、民間の各空港管理者の財源はそれぞれ誰がどのように負担しているのか、説明してください。

航空保安は、本来は国が行うべきであり、必要となる財源についても国が一般財源で全額負担すべきと考えますが、見解を伺います。

また、テロに強い空港を目指して、全国の空港にボディースキャナーやスマートレーンなどの先進的な保安検査機器の導入も重要な対応です。こうした機器に対する国の負担割合は導入時に四分の一だけであり、維持費については国の負担はありません。先進機器の導入、維持費用に関しても一般財源での国の負担割合を増やすべきと考えますが、所見を伺います。

今回の改正により、乗客にも預入手荷物検査、搭乗前の保安検査が義務付けられ、保安職員の権限が法的に明確化されます。こうした改正により、現場の最前線で、乗客と保安職員双方がお互いを理解し、協力しながら、着実かつ円滑に保安検査を行うことが重要です。乗客の保安検査への協力が一層必要だと考えますが、どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

また、今回の改正により、罰則も新たに設定されます。罰則を適用するに当たっては、保安検査員への教育や警察機関との連携が必要だと考えますが、どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

空港の保安検査は、現状では航空会社から民間警備会社に委託されています。実際の保安検査員はともつらい仕事です。空の安全が求められる中で、検査員にはミスが許されない重圧がのしかかります。さらに、保安検査の性質上、乗客には喜ばれず、クレームを受けることも多く、早朝、深夜の不規則な勤務、給与が低い等の構造的な課題があるため離職率も高く、人材が育っていません。人手不足により、警備業法で定められている有資格者の配置が行われていなかった事例も生じています。

また、保安検査員の社会的地位の向上や人材育成の観点から、目標となる資格制度の創設を求める意見もあり、保安検査員の人材確保、育成に向けて、労働環境や待遇の改善とその財源確保、検査能力や効率性の向上、モチベーションの向上が不可欠です。保安検査員が直面する課題への対策について見解を伺います。

最近のテロの傾向として、人が多く集まるソフトターゲットを対象とした過激なテロ行為が増えています。また、サイバーテロも増加しており、航空管制システムや航空機の操縦などに対策を講

じていくことが重要です。こうした新たなテロへの対策について見解を伺います。

また、内部脅威への対応として、従業員がランブサイドに出る前に保安検査を行うSRA検査が二〇一六年度から実施されています。施設面や体制面での内部脅威への対応が着実に進められているのか、お答えください。

ドローンの活用は、空の産業革命とも言われています。今回の法改正で、有人地帯での補助者なしの目視外飛行、レベル4の飛行を二〇二二年度に実現する環境を整えます。ドローンは、陸上輸送が困難な地域への物資の配送、道路の橋桁の点検、農業の配布など、幅広い活用が期待されています。レベル4の飛行は安全面の確保と住民の理解が不可欠です。ドローンのレベル4の今後の対応について所見を伺います。

二〇二〇年四月時点で、ドローンの操縦者に対する講習等を実施する団体は七百三十五団体あります。一方、講習を行う団体の中には、講師の質が保たれていない、安全意識や法令遵守の意識が低い人物が運営を行っている等の問題点も指摘されています。国は、ドローンの操縦ライセンスを創設し、国の登録を受けた民間講習機関で講習を修了した場合に試験の一部又は全部を免除する方針です。国は、民間講習機関に対してカリキュラムの共通化などを図るとともに、指導監督者を厳格に行う体制を整備すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長(山東昭子君) 浜口さん、時間が超過しております。

○浜口誠君(統) 最後に、航空保安の責任主体は国であるという根本的な問題の解決など、残された重要課題について国として早期に対応し、空の安全を守る体制強化を強く求め、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 浜口誠議員から、まず、航空会社に対する支援についてお尋ねがございました。

航空産業は、公共交通機関として国民生活や社会経済活動を支え、ポストコロナの成長戦略を実現していくためにも重要な産業でございます。国としては、日々の安全運航を支える人材の雇用維持を図りつつ、事業継続を支援することを通じて航空ネットワークを維持確保するため、雇用調整助成金の拡充や資金繰り支援、一千二百億円規模の着陸料を含む空港使用料や航空機燃料税の減免等を行っております。

引き続き、航空需要の動向や経営状況を注視しつつ、適時適切に対応してまいります。

水際対策の強化や、航空・空港関係者へのワクチン接種についてお尋ねがございました。

国土交通省におきましては、水際対策の強化について、検疫の適切な実施を支えるため、検疫に必要な空港内のスペースの確保や、入国に際して必要となる陰性証明の確認等について航空会社等に協力要請を行っております。

また、非接触化を図るための空港カウナター等でのアクリル板の設置や、空港での電話での案内、ロボットによる定期消毒等も行われているところでございます。

ワクチン接種に関しましては、現在、高齢者などへの接種の完了を目指し、政府として全力で取り組んでいるところでございますが、航空関係者等への早期の接種に関する対応につきましては、引き続き関係省庁に相談してまいります。

検査の陰性証明やワクチン接種履歴などのデジタル証明の導入についてお尋ねがございました。

国境を越える人の移動に際してのデジタル証明

の活用につきましては、国土交通省といたしましても、出入国の際の手続の非接触化や円滑化を図るため、関係省庁、航空会社、国際的な関係団体等としっかりと連携して取り組んでまいります。

なお、ワクチン接種履歴の活用につきましては、接種を受けられない方への不当な差別につながないようにすることなど、様々な論点があるところでありますが、国境を越える人の移動の本格的な再開に向け国内外の議論、各国の具体的な対応状況等について情報収集しながら、政府全体として対応してまいりたいと考えております。

航空保安に対する体制強化についてお尋ねがございました。

今般の航空法改正におきまして、航空機搭乗前に保安検査を受けることの義務付け及び保安検査員が旅客等に対する指示を出す権限の明確化、また、ハイジャックやテロ等の危害行為を防止するための国土交通大臣による基本方針の策定、そして、保安検査業務の受委託に関する基準の策定及び検査会社に対する国の直接的な関与などについて制度化し、航空保安体制の強化を図ってまいります。

航空保安における現状の責任体制が抱える課題及び今後の検討についてお尋ねがございました。

航空保安の体制につきましては、有識者会議でも示されているとおり、国が保安体制全般を主導し、多岐にわたる関係者による連携を強化し、保安検査の確実な実施や事案への迅速な対応を図る必要があると認識をしております。このため、危害行為防止基本方針の中で、国が前面に立ち主導的に関係者の役割分担の明確化や連携強化を図ることを明確に位置付けることといたします。

また、今後の保安検査の実施主体の在り方を含む関係者間の役割分担につきましては、有識者による検討会議において、実施主体ごとのメリッ

ト、デメリットや海外事例の詳細な調査分析も行いながら検討を進めてまいります。

航空保安に係る財源の負担の在り方についてお尋ねがございました。

我が国の空港管理者が負担する保安対策費用の財源につきましては、国管理空港では保安料、地方管理空港では空港使用料、民間空港では旅客保安サービス料を徴収して充当するなど、最終的には旅客等の利用者が負担する形となっております。諸外国におきましても受益者負担の考えが一般的であり、国が一般財源で全額を負担するべきとは考えておりません。

また、先進的な保安検査機器の導入及び維持費用についても、同様の理由から、一般財源での国の負担割合を増やすべきとは考えておりません。乗客の保安検査への協力、検査員への教育や警察との連携、検査員の人材確保、育成についてお尋ねがございました。

まず、国土交通省といたしまして、確実な保安検査の実施のため、航空会社等とも連携し、乗客等に対し一般の制度改正の内容等を幅広く周知啓発するなど、一層の広報活動の強化に取り組んでまいります。

また、国が標準的な教育訓練のガイドラインを策定すること等により、保安検査員の教育訓練の充実を図るとともに、現場の検査員が警察官と適切に対応できるよう、警察庁ともよく相談をしてまいります。

さらに、保安検査員の労働環境の改善などの課題の解決に向け一般創設する危害行為防止基本方針に基づき、検査員の方を含む現場の声もしっかりと聞きながら、国が主導的に取り組んでまいります。

新たなテロへの対策や内部脅威への対応についてお尋ねがございました。

ソフトウェア対策につきましては、空港における保安対策を一般の法改正も踏まえ着実に実施するとともに、警察当局ともしっかりと連携をしてまいります。

サイバーテロ対策につきましては、空港の施設や航空機の運航管理に関するシステムなどにおいて、国が策定した情報セキュリティ確保に係る安全ガイドラインに基づき、システムへのアクセス管理などを実施しております。

航空管制システムにつきましては、インターネットから隔離された専用ネットワークを用いるとともに、常時監視を行いながら運用しております。

また、空港の従業員等による犯罪のリスクなどの内部脅威への対策として、従業員が空港の制限区域に立ち入る際のセキュリティチェックを着実に実施をしておりますが、引き続き万全を期してまいります。

無人航空機の活用に関しまして、安全面の確保と住民の皆様への理解についてお尋ねがございました。

今般の制度改正により可能となるレベル4飛行につきましては、様々なリスクが想定されるため、機体の安全性を認証する制度や操縦者の技能を証明する制度等を創設することにより、厳格に飛行の安全を確保してまいります。

一方、今後、無人航空機が様々な用途で用いられ、その飛行エリアや頻度が増加することが予想されるところ、特に、レベル4飛行を行う無人航空機の操縦者に対しましては、飛行予定地域の関係者に丁寧な説明をし、理解と協力を得るよう促してまいりたいと考えております。

無人航空機の技能証明制度に関し、登録講習機関の均一化と指導監督体制の整備についてお尋ねがございました。

登録講習機関における講習内容や時間につきましては、最低限の基準を設定し、講習の質が一定水準以上に保たれるようにしてまいります。

また、講習の実施方法等を定める事務規程の作成などを義務付け、必要に応じて義務、改善命令を行うなど、厳格な指導監督を行うこととし、そのために必要な組織体制の整備を図ってまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 武田良介さん。

(武田良介君登壇、拍手)

○武田良介君 日本共産党の武田良介です。

日本共産党を代表して、航空法等改正案について質問します。

法案に入る前に、新型コロナ対策における中小事業者への支援についてお聞きします。

私の事務所に、ホテル業の方からの訴えが届きました。コロナ禍でキャンセルが相次ぎ、いつ倒産してもおかしくない状態です。ホテル業にも支援をしてほしいという声です。

GoToトラベルキャンペーンは、昨年度、一次補正と三次補正合わせて給付金ベースで約二・二兆円の予算が確保されましたが、約九千億円が積み残されています。GoToキャンペーンは展開できる状況ではありません。今やるべきことは、この予算を目前で苦境にあえぐ宿泊業を始め観光関連事業者に対する減収補填に回すことではないでしょうか。

タクシー業界からも、存続の危機だとの声が上がっています。緊急事態宣言が出されても、エッセンシャルワーカーとして、感染リスクと隣り合わせの状況にありながら、高齢者の通院、買物など地域の足を担ってきたのがタクシー事業者です。タクシー会社の廃業は地域生活に影響を及ぼ

し、とりわけ、高齢者や障害者など交通弱者にシワ寄せされてしまいます。国は、事業者の減収補填や運転手の直接支援に踏み出すべきではありませんか。

もう一点、羽田新ルートについてもお聞きします。

昨年三月から、住宅と都市機能が密集する都心部の上空を超低空で飛行する新飛行ルートの本格運航が始まりました。家の中で窓を開けていても響く轟音で心が休まらない、お庭で遊んでいた園児が騒音におびえて泣き出した、落下物が不安など、怒りと不安の声が広がっています。

そもそも、羽田新ルートはインバウンドを当て込んだ国際線増便のためと説明されてきましたが、新型コロナの影響で、増便どころか減便しているのが実態です。羽田新ルートは撤回すべきではありませんか。以上、国交大臣に答弁を求めます。

米軍ヘリの都心低空飛行が問題になっていきます。この間、米軍ヘリが都心部を低空で飛ぶ背景として、羽田新ルートで低空飛行する旅客機との接触を避けるために、それよりも低い高度で飛ぶことが要因との指摘があります。防衛大臣、この指摘は事実ですか。

国交大臣は、米軍ヘリの低空飛行訓練は羽田新ルートの低空飛行によるものと認識しているのですか。答弁を求めます。

日本の航空法では、住宅密集地では三百メートル以上、非密集地では五百メートル以上の上空を飛行することを義務付けていますが、米軍機は、日米地位協定によって航空法の適用を除外されています。

しかも、横田基地所属ヘリのトレーニングエリア、訓練空域が明らかになりました。そもそも、米軍が勝手に訓練空域を設定していること自体が

異常であるという認識はありますか。米軍ヘリの低空飛行の実態を徹底調査するとともに、直ちに中止するよう米軍に強く求めるべきではありませんか。防衛大臣の答弁を求めます。

以下、法案について国交大臣に質問します。

昨年末、政府は、コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージを発表し、今年度予算にその支援策を盛り込みました。本法案はその施策の遂行に法的根拠を与えることが目的です。

新型コロナウイルス感染拡大による航空業界の苦境から、航空ネットワークを維持確保するために国が乗り出すことは必要なことです。しかし、これまで政府が過去二回にわたって行ってきた支援策は、航空業界の支援の前提条件として、航空会社に徹底した合理化、人件費、コスト削減が指導され、安全規制の緩和まで行うものでした。

安全運航を支えるため、人材の雇用維持は極めて重要です。今回の航空会社への支援に際しても、雇用の維持と安全対策の確立は大前提ではありませんか。本法案は、航空会社に対し、コスト削減を含めた基盤強化計画を国に提出することを求めるのですが、これを根拠に雇用、人員削減、リストラが強要されるようなことはありませんか。

本法案には、雇用を維持確保する施策の規定がありません。衆議院の審議では、国の基盤強化方針に雇用を守りつつ支援していく方針を記載する、航空会社の計画に雇用に関する記載をいただくと答弁していますが、法案の条文に明記されてこそ、雇用を維持確保する施策の実効性が担保されるのではありませんか。

二〇〇九年のリーマン・ショック後のJALの経営破綻では、国の支援と引換えに一万六千人の人員削減が実施され、二〇一〇年末には百六十五

名もの整理解雇が強行されました。ILOから四次にわたる勧告を受け、不当労働行為が最高裁で確定していますが、いまだに解決に至っていません。争議を解決するのは経営者の責任です。JALに対して争議の早期解決に向けた指導をすべきではありませんか。

支援施策パッケージには、訪日旅行者二〇三〇年六千万人の政府目標の達成など、ポストコロナの成長戦略に向け主要空港のインフラ整備、成田空港の新滑走路建設などの大規模事業の推進が盛り込まれています。V字回復など安易な見通しのまま大規模事業を続けることは許されません。中止を含め見直しを検討すべきではありませんか。本法案で、航空保安検査を法的に位置付けることは重要です。保安検査員の労働環境、労働条件がひどいという根本問題を国として認識しながら、法案ではこれを改善するための実効性のある支援策がありません。

現在、全国九十七空港のうち保安検査員の人件費を国が二分の一負担しているのは、国管理空港の十九空港だけです。アメリカでは、二〇一一年の同時多発テロ以降、それまで民間に任せていた航空保安検査を国の機関である運輸保安庁、国家公務員が担っており、ドイツ、カナダなども国が担っています。

航空会社、空港管理会社の経営状況や経営形態によって保安検査の体制が左右されることがあつてはなりません。国の責任を明確にし、保安検査員は国が公務として直接担うべきではないですか。当面、処遇改善を急ぐためにも、保安検査員の人件費を全て国が負担すべきではありませんか。

無人航空機、ドローンについてお聞きします。災害対応、取材、報道、インフラ維持管理、離島、山間部への荷物配送など、無人地帯を中心に

した活用と技術開発は必要です。しかし、本法案は、これまで飛べなかった第三者上空、有人地帯での補助者なし目視外飛行を、物流などの分野で二〇二二年度から実施しようとするものです。有人地帯上空の飛行は、国民の命と安全に関わる問題であり、国民的合意が前提でなければなりません。

第三者上空の合意なしの飛行は、民法に基づく土地所有権の侵害に当たることが指摘されていますが、この問題を国としてどう整理しているのですか。現状では、二〇二二年度からの第三者上空、有人地帯での補助者なし目視外飛行については厳格な安全性が担保されておらず、国民的合意が不十分という面からも、これを解禁することは時期尚早ではないですか。

以上、国交大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣赤羽一嘉君登壇、拍手)

○国務大臣(赤羽一嘉君) 武田良介議員から、まず、宿泊事業者等の観光関連事業者への支援についてお尋ねがございました。

宿泊事業者を始めとする観光関連事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大やGOTOトラベル事業の全国一斉停止措置等を受けて、大変大きな影響を受けているものと承知をしております。

そこで、各都道府県や宿泊事業者等からの要望を踏まえ、GOTOトラベル事業予算を直接的な減収補填に回すのではなく、本年四月以降各都道府県が実施を予定している域内旅行の割引支援又は前売り宿泊券等の割引支援の事業に対し、地域観光事業支援として国が財政的に支援することとしております。さらには、宿泊事業者が講じている感染防止対策に係る費用につきましても、過去に遡って、地域観光事業支援として財政的に支援をすることとしております。

現在、各都道府県で議会に予算を上程いただくなどの支援策の実行のための手続を精力的に進めていただいております。引き続き観光関連事業者の状況を注視しつつ、必要な対策を適切に講じてまいります。

タクシー業界への支援についてお尋ねがございました。

タクシー業界に対しては、事業継続、雇用維持のため、雇用調整助成金による支援を行わせていただいております。バス、タクシー合わせて推計でこれまで約千三百八十億円活用されておりますほか、地方創生臨時交付金を活用した約八百自治体、約千六百事業によるタクシーを含む公共交通事業者への支援が行われております。

令和二年度第三次補正予算を活用した高性能フィルターを装着した空気清浄機等の設置等の感染防止対策への支援を行い、また、高齢者等のワクチン接種会場までの移動にタクシーが活用されるよう自治体に対する働きかけなど、取組を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、タクシーが身近で利用しやすい地域住民の移動の足となり、公共交通機関としての使命と責任を果たせるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

羽田空港の新経路の必要性や米軍ヘリとの関係についてお尋ねがございました。

羽田空港の新経路、新飛行経路につきましては、平成二十六年からの東京都や千葉県等の関係自治体等から成る協議会での議論を踏まえ、まず、将来的な航空需要の拡大を見据えた我が国の国際競争力の強化並びに従来からの懸念事項でありました千葉県の騒音軽減等の観点から、国土交通省として令和元年八月に導入を決定したものであります。現在、大幅な減便が生じている中でも、こうした議論の経緯並びに今後の航空需要の

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

回復などを踏まえ、新飛行経路は引き続き運用していく必要があると考えております。

他方、新飛行経路の固定化回避について、航空機や管制の技術革新の進展も踏まえ、技術的観点から方策を検討する有識者会議を昨年六月に立ち上げたところであり、引き続き検討を進めてまいります。

また、米軍ヘリとの関係につきましては、新飛行経路を運用している時間帯においても、その周辺空域において、管制機関に連絡を行うことで任意の高度で飛行することが可能な仕組みとなっていることから、新飛行経路の設定が米軍ヘリの飛行に影響を与えているとは認識をしております。

航空会社の支援と雇用維持についてお尋ねがございました。

航空輸送において安全の確保は大前提であり、また、航空業界の人材は日々の安全運航を支えており、航空ネットワークの維持確保の観点からも、その雇用の維持は極めて重要であります。

今般の法改正により、航空会社は事業基盤強化のための計画を作成し、その取組状況を定期的に報告することとなりますが、国として、人員削減やリストラなど、雇用に関する個別具体的な指示を出すことは考えておりません。

また、雇用の維持確保のための施策につきましては、本法案の規定に基づき、国の方針及び航空会社の計画に雇用を守りつつ基盤強化を図る旨を記載することにより、その実効性を担保してまいりたいと考えております。

日本航空の整理解雇についてお尋ねがございました。

日本航空の整理解雇につきましては、個別企業における雇用関係に係る問題であることから、日本航空において適切に対処をすべきものと考えて

航空法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
止のための日本国とセルビア共和国との間の条約

おります。このため、行政として関与することは適切ではないと考えております。

大規模な空港整備事業の実施についてお尋ねがございました。

コロナ禍で航空需要が激減している状況においても、社会経済活動や今後の経済成長を支えるために必要な空港整備事業につきましては着実に実施していく必要がございます。支援施策パッケージに盛り込んだ事業はいずれもこのような必要性を有する事業であることから、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

保安検査における国の責任の明確化、保安検査の実施主体及び費用負担についてお尋ねがございました。

保安検査における国の責任の明確化につきましては、今般新たに策定する危害行為防止基本方針で、国が前面に立つて主導的に取り組むことを明確に位置付け、国の責務として空港の保安対策の抜本的な強化を図るべく、しっかりと対応してまいります。

また、保安検査の実施主体の在り方につきましては、有識者による検討会を開催し、実施主体ごとのメリット、デメリットや海外事例の詳細な調査分析を行いながら検討してまいります。

保安検査員の人件費を含む保安検査の費用負担につきましては、諸外国におきましても受益者負担の考えが一般的であることから、国が一般財源で全額負担すべきとは考えておりません。

無人航空機のレベル4飛行について、土地所有権との関係の整理と、その解禁が時期尚早ではないかという点についてお尋ねがございました。

民法では、土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶと規定されておりますが、その範囲は、一般に当該土地を所有する者の利益の存する限度とされており、第三者の土地

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防
止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件外三件

の上空を無人航空機が飛行することが直ちに所有権の侵害に当たらないものと解されております。

その上で、レベル4飛行につきましては、無人航空機の操縦者に対し、飛行予定の地域の関係者に丁寧な説明し、理解と協力を得るよう促すこととしているほか、厳格に安全を確保する観点から、技能証明や機体証明を受けた上で飛行ごとに国の許可、承認を受けることを必須としたところであり、国民的な理解に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣岸信夫君登壇、拍手)

○国務大臣 岸信夫君 武田議員にお答えいたします。

まず、米軍ヘリの都心低空飛行についてお尋ねがありました。

御指摘の米軍機の飛行については、米側からは、飛行に当たつての安全確保は最優先であり、従来から米軍機の飛行はICAOのルールや日本の航空法と整合的な米軍の規則に従って行われているとの説明を受けています。その上で、羽田新ルートとの関係について予断を持つてお答えすることは差し控えます。

防衛省としては、引き続き米側に對して安全面に最大限配慮し、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう強く求めていくとともに、航空機の航行の安全確保については最優先の課題として日米で協力して取り組んでまいります。

次に、米軍の訓練空域及び低空飛行についてお尋ねがありました。

一般に、米軍が日米安保条約の目的達成のため、実弾射撃等を伴わない通常の飛行訓練を米軍の施設・区域でない場所の上空で行うことは認められており、その認識をしております。

また、米軍機の飛行訓練は、パイロットの技能の維持向上を図る上で必要不可欠な要素であり、日米安保条約の目的達成のため極めて重要なものですが、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動することが当然の前提です。三月の日米防衛相会談でも、米軍の安全かつ環境に配慮した運用の確保が重要であること等を確認するなど、日米間でもこうした認識の共有を図っております。

防衛省としては、引き続き関係自治体、関係省庁及び米側と緊密に連携し、皆様の御不安を払拭すべく、しっかりと取り組んでまいります。

(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長長峯誠さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長峯誠君登壇、拍手〕

○長峯誠君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、セルビアとの租税条約は、二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うものであります。

次に、ジョーシアとの租税条約は、現行の日ソ租税条約の内容をジョーシアとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の一層の軽減等について定めるものであります。

次に、ジョーシアとの投資協定は、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇等、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであります。

最後に、OECDとの特権・免除に関する改正交換公文は、我が国がOECD及び職員等に対して新たに与える特権及び免除等について定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、四条約締結の意義と効果、租税条約における徴収共助規定の在り方、投資関連協定締結促進のための数値目標の必要性、OECD東京センターの役割とASEAN諸国への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より租税条約二件及びジョーシアとの投資協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、租税条約二件及びジョーシアとの投資協定はいずれも多数をもつて、OECDとの特権・免除に関する改正交換公文は全会一致をもつて、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョーシアとの間の条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、両件は承認することに決しました。(拍手)

次に、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョーシアとの間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

次に、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文

を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することになりました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第五 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長長の提出によるものであり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、性暴力を行った教員に再び免許状を授与する際の審査体制、保育士など、教員以外の子供に関わる職業への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されてお

ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第六 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長上月良祐さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上月良祐君登壇、拍手〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、農林中央金庫に対し秩序ある処理の仕組みを用意しておく必要性、G-SIBで求められる資本ルールへの対応方針、協同組合を基盤とする農林中央金庫の投融資業務の在り方等について質疑が行われましたが、その詳

細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りまして、日本共産党を代表して紙理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第七 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

屋宏さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森屋宏君登壇、拍手〕

○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解

消するための支援を強化する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、事業者への合理的配慮の義務化の意義と効果、差別の実情と対応事例の収集、共有の重要性、事業者等に対する支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長		山東 昭子君
副議長		小川 敏夫君
議員	伊藤 岳君	岩渕 友君
	武田 良介君	吉良よし子君
	柳ヶ瀬裕文君	山添 拓君
	大門実紀史君	片山 大介君
	田村 智子君	倉林 明子君
	紙 智子君	浅田 均君
	山下 芳生君	井上 哲士君

清水 貴之君	東 徹君
小池 晃君	石井 章君
室井 邦彦君	松沢 成文君
鈴木 宗男君	音喜多 駿君
熊野 正士君	梅村みずほ君
宮崎 勝君	高木かおり君
高橋 光男君	下野 六太君
石井 苗子君	塩田 博昭君
竹内 真二君	梅村 聡君
高瀬 弘美君	三浦 信祐君
伊藤 孝江君	柴田 巧君
里見 隆治君	佐々木さやか君
河野 義博君	杉 久武君
矢倉 克夫君	平木 大作君
新妻 秀規君	若松 謙維君
石川 博崇君	横山 信一君
片山虎之助君	山本 博司君
浜田 昌良君	竹谷とし子君
山本 香苗君	中西 健治君
秋野 公造君	谷合 正明君
江島 潔君	西田 実仁君
山口那津男君	岡田 直樹君
松川 るい君	元榮太一郎君
中西 哲君	佐藤 啓君
橋本 聖子君	小野田紀美君
朝日健太郎君	こやり隆史君
三浦 靖君	山田 太郎君
宮島 喜文君	三木 亨君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
森屋 宏君	舞立 昇治君
堀井 巖君	馬場 成志君
羽生田 俊君	藤川 政人君
赤池 誠章君	石井 正弘君
石田 昌宏君	中西 祐介君
高階恵美子君	大家 敏志君

上野 通子君	山谷えり子君
宮沢 洋一君	藤井 基之君
野村 哲郎君	松村 祥史君
磯崎 仁彦君	三原じゅん子君
宇都 隆史君	渡辺 猛之君
有村 治子君	増子 輝彦君
櫻井 充君	丸川 珠代君
野上浩太郎君	須藤 元氣君
高良 鉄美君	平山佐知子君
安達 澄君	寺田 静君
岩本 剛人君	加田 裕之君
清水 真人君	藤木 眞也君
徳茂 雅之君	進藤金日子君
山田 修路君	吉川ゆうみ君
阿達 雅志君	そのだ修光君
長峯 誠君	山下 雄平君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
大野 泰正君	高橋 克法君
太田 房江君	北村 経夫君
石井 浩郎君	長谷川 岳君
山田 俊男君	森 まさこ君
西田 昌司君	石井 準一君
水落 敏榮君	末松 信介君
牧野たかお君	青木 一彦君
二之湯 智君	中川 雅治君
世耕 弘成君	関口 昌一君
武見 敬三君	岡田 広君
嘉田由紀子君	浜田 聡君
伊波 洋一君	ながえ孝子君
渡辺 喜美君	高橋はるみ君
宮崎 雅夫君	本田 顕子君
自見はなこ君	小川 克巳君
青山 繁晴君	山田 宏君
和田 政宗君	足立 敏之君
今井絵理子君	柘植 芳文君

令和三年五月二十八日 参議院會議録第二十六号 議長の報告事項

滝波 宏文君	滝沢 求君	川合 孝典君	榎葉賀津也君	外交防衛委員	下野 六太君	安江 伸夫君
高野光二郎君	古賀友一郎君	小西 洋之君	石橋 通宏君	辞任	中曽根弘文君	補欠
上月 良祐君	酒井 庸行君	足立 信也君	大塚 耕平君	白 眞勲君	清水 真人君	補欠
古川 俊治君	佐藤 正久君	有田 芳生君	野田 国義君	山口那津男君	勝部 賢志君	補欠
佐藤 信秋君	藤末 健三君	小林 正夫君	柳田 稔君	財政金融委員	山内 眞二君	補欠
山本 順三君	松下 新平君	木村 英子君	船後 靖彦君	辞任	藤川 政人君	補欠
猪口 邦子君	片山さつき君	外務大臣	茂木 敏充君	文部科学大臣	勝部 賢志君	補欠
福岡 資麿君	牧山ひろえ君	文部科学大臣	萩生田光一君	厚生労働大臣	世耕 弘成君	補欠
金子原二郎君	鶴保 庸介君	厚生労働大臣	田村 憲久君	農林水産大臣	野上浩太郎君	補欠
衛藤 晟一君	林 芳正君	農林水産大臣	赤羽 一嘉君	国土交通大臣	岸 信夫君	補欠
芝 博一君	尾辻 秀久君	国土交通大臣	坂本 哲志君	防衛大臣	高橋はるみ君	補欠
中曽根弘文君	宮口 治子君	防衛大臣	大西 英男君	国土交通副大臣	岩本 剛人君	補欠
羽田 次郎君	小沼 巧君	国務大臣	大西 英男君	厚生労働委員	高橋はるみ君	補欠
田島麻衣子君	塩村あやか君	国務大臣	大西 英男君	経済産業委員	島村 大君	補欠
岸 真紀子君	石垣のりこ君	副大臣	大西 英男君	辞任	岩本 剛人君	補欠
石川 大我君	横沢 高徳君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	清水 真人君	補欠
森屋 隆君	打越さく良君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	竹内 眞二君	補欠
小沢 雅仁君	熊谷 裕人君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	山口那津男君	補欠
勝部 賢志君	木戸口英司君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	松山 政司君	補欠
古賀 之土君	杉尾 秀哉君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
吉田 忠智君	斎藤 嘉隆君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
森本 真治君	徳永 エリ君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
江崎 孝君	田名部匡代君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
難波 奨二君	吉川 沙織君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
川田 龍平君	蓮 舫君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
青木 愛君	水岡 俊一君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
森 ゆうこ君	白 眞勲君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
那谷屋正義君	福山 哲郎君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
福島みずほ君	郡司 彰君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
長浜 博行君	鉢呂 吉雄君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
田村 まみ君	伊藤 孝恵君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
芳賀 道也君	矢田わか子君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
浜口 誠君	舟山 康江君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
磯崎 哲史君	上田 清司君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠
宮沢 由佳君	浜野 喜史君	議長の報告事項	大西 英男君	辞任	丸川 珠代君	補欠

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

議長の報告事項 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

今井絵理子君

岡田 直樹君

横沢 高德君

杉尾 秀哉君

山添 拓君

市田 忠義君

総務委員

辞任

補欠

岡田 直樹君

今井絵理子君

松山 政司君

滝波 宏文君

三浦 靖君

島村 大君

安江 伸夫君

下野 六太君

法務委員

辞任

補欠

市田 忠義君

山添 拓君

外交防衛委員

辞任

補欠

清水 真人君

中曽根弘文君

勝部 賢志君

白 眞勲君

竹内 真二君

山口那津男君

財政金融委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

藤川 政人君

白 眞勲君

勝部 賢志君

文教科学委員

辞任

補欠

藤川 政人君

世耕 弘成君

杉尾 秀哉君

厚生労働委員

辞任

補欠

岩本 剛人君

三浦 靖君

農林水産委員

辞任

補欠

高橋 克法君

馬場 成志君

国土交通委員

辞任

補欠

島村 大君

岩本 剛人君

中曽根弘文君

清水 真人君

馬場 成志君

高橋 克法君

山口那津男君

竹内 真二君

環境委員

辞任

補欠

滝波 宏文君

松山 政司君

豊田 俊郎君

進藤金日子君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

進藤金日子君

松山 政司君

自見はなこ君

徳茂 雅之君

安江 伸夫君

藤木 眞也君

下野 六太君

下野 六太君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第二〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆第一九号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)審査報告書

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書(な

同日議員から次の質問主意書が提出された。

がえ孝子君提出(第七四号)

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日

外交防衛委員長 長峯 誠

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、二重課税の除去を目的として、我が国とセルビア共和国との間で課税権の調整を行うものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認め

る。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議長 山東 昭子殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約

日本国及びセルビア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約は、第九条2、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (1) 日本国においては、
 - (I) 所得税
 - (II) 法人税
 - (III) 復興特別所得税
 - (IV) 地方法人税
 - (V) 住民税
- (2) セルビアにおいては、
 - (I) 法人所得税
 - (II) 個人所得税

(以下「日本国の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(1) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はセルビアをいう。

(2) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に

は、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む)及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む)をいう。

(3) 「セルビア」とは、セルビア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、セルビア共和国の領域をいう。

(4) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(5) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(6) 「二方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(7) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く)をいう。

(8) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

- (1) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (II) セルビアにおいては、財務省又は権限を与えられたその代理者
- (9) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
 - (I) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人
 - (II) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(10) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(I)又は(II)の規定に該当するものをいう。

(I) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(II) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたらば(I)又は(II)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十五条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか

か、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてののみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- (1) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。
- (2) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的居住をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の居住が存在する締約国の居住者とみなす。
- (3) その常用の居住を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- (4) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (1) 事業の管理の場所
 - (2) 支店
 - (3) 事務所
 - (4) 工場
 - (5) 作業場
 - (6) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (1) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (2) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (3) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (4) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (5) 企業のために(1)から(4)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。
- (6) (1)から(5)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。

5

4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(1)又は(2)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(1) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密

接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(2) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6

1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(1)から(3)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

- (1) 当該企業の名において締結される契約
 - (2) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
 - (3) 当該企業による役務の提供のための契約
- 7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で

当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合に、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得した

とみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を算定するに当たり、経費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際運輸

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、セルビアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてセルビアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(1)又は(2)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(1) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(2) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、設けられた条件が独立の企業の間、設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払ふものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(1)又は(2)に掲げる額を超えないものとする。 (1) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当を支払う法人の株式を所有する法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。 (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権 (ii) 当該配当を支払う法人がセルビアの居住者である場合には、当該法人の資本 (2) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント 3 2の規定にかかわらず、配当を支払う法人が居住者である一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。 5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。	は、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(1)又は(2)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (1) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合 (2) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の中央政府若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子に	は該当しない。 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えないときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
--	--	--

第十二条 使用料

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(1)又は(2)に掲げる額を超えないものとする。
 - (1) 当該使用料が文学上、芸術上又は学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権の使用又は使用の権利に対するものである場合には、当該使用料の額の五パーセント
 - (2) 当該使用料が特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利に対するもの、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利に対するもの又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存

在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他

方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(同条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいづれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲

渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、当該個人が自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該個人がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 給与所得

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(1)から(3)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (1) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該

報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 (2) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。 (3) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く)について取得する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 第十六条 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 第十七条 芸能人及び運動家 1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。	第十八条 退職年金 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 第十九条 政府職員 1(1) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (2) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(1)又は(II)の規定に該當する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (I) 当該他方の締約国の国民 (II) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの 2(1) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して支払われる、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (2) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。 第二十条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る)に對しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。 第二十一条 匿名組合 この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に對しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十二条 その他の所得 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない)であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十三条 二重課税の除去 1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従ひ、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてセルビアにおいて租税を課することができる所得をセルビア内において取得する場合においては、当該所得について納付されるセルビアの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する額を超えないものとする。 2 セルビアにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。	者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。 第二十条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る)に對しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。 第二十一条 匿名組合 この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に對しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十二条 その他の所得 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない)であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十三条 二重課税の除去 1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従ひ、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてセルビアにおいて租税を課することができる所得をセルビア内において取得する場合においては、当該所得について納付されるセルビアの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する額を超えないものとする。 2 セルビアにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。	得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十三条 二重課税の除去 1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従ひ、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてセルビアにおいて租税を課することができる所得をセルビア内において取得する場合においては、当該所得について納付されるセルビアの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する額を超えないものとする。 2 セルビアにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。
--	---	---	---

(1) セルビアの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、セルビアは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するセルビアの租税の額から控除する。 ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたセルビアの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。	けるものと解してはならない。 3 第九条1、第十一條7、第十二條6又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 5 この条の規定は、第二條の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。	権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む)ができる。	これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができない場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (1) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (2) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (3) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。 4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
(2) セルビアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてセルビアにおいて租税が免除される場合においても、セルビアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。 第二十四條 無差別待遇 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一條の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付	けるものと解してはならない。 3 第九條1、第十一條7、第十二條6又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 5 この条の規定は、第二條の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。	権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む)ができる。	これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができない場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (1) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (2) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (3) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。 4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付	けるものと解してはならない。 3 第九條1、第十一條7、第十二條6又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 5 この条の規定は、第二條の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。	権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む)ができる。	これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができない場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (1) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (2) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (3) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。 4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1(1) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(II) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(2) (1)の規定は、(1)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活

動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの(銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を含まない。

(3) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(1)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(1)及び(2)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在)を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

2 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を

通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次の租税について適用する。

(1) 日本国においては、

(I) 課税年度に基づいて課される租税に関し

ては、この条約が効力を生ずる年の翌年の

一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(II) 課税年度に基づかないで課される租税に

関しては、この条約が効力を生ずる年の翌

年の一月一日以後に課される租税

(2) セルビアにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において取得される所得に対する租税

3 2の規定にかかわらず、第二十六条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによつて、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次の租税について適用されなくなる。

(1) 日本国においては、

(I) 課税年度に基づいて課される租税に関し

ては、当該通告が行われた年の翌年の一月

一日以後に開始する各課税年度の租税

(II) 課税年度に基づかないで課される租税に

関しては、当該通告が行われた年の翌年の

一月一日以後に課される租税

(2) セルビアにおいては、

当該通告が行われた年の翌年の一月一日以

後に開始する各課税年度において取得される所得に対する租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十年七月二十一日にベオグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

丸山純一

セルビア共和国のために

S・マリー

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びセルビア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第十一条及び第十二条の規定に関し、セルビアが、条約の署名の日の後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国以外の国又は地域との間の租税条約であつて、条約第十一条又は第十二条にそれぞれ規定する利子(条約第十一条3に規定するものを除く。)

又は使用料に対する課税についてこれらの条にそれぞれ規定する取扱いよりも有利な取扱いを含むものに署名する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その有利な取扱いを条約に規定することを目的として交渉を開始する。

セルビアの権限のある当局は、この場合に該当することとなつた後適時に、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

2 条約第十三条4の規定に関し、

(1) 「同等の持分」には、セルビアの法令に基づ

いて設立される有限責任会社の持分を含むことが了解される。

(2) 条約第十三条4の規定の適用上、「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

- (I) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場
(II) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十年七月二十一日にベオグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

丸山純一

セルビア共和国のために

S・マリー

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日

外交防衛委員長 長峯 誠

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィ

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号

エト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をジョージアとの間で改正し、投資所得に対する源泉地国課税の一層の軽減のための規定等を設けるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とジョージアとの間での課税権の調整がより効果的に行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日本国及びジョージアは、
両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じて非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じてしたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかなを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税

(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (a) ジョージアにおいては、
(i) 利得税
(ii) 所得税
(以下「ジョージアの租税」という。)
- (b) 日本国においては、
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 復興特別所得税
(iv) 地方法人税
(v) 住民税
(以下「日本の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「ジョージア」とは、地理的意味で用いる場合には、ジョージアの法令に従つて定められ、及びジョージアが国際法に従つて主権を行使する領域(領土、その下及びこれらの上空並びに内水及び領海(海底、その下及びこれらの上空を含む)をいう)並びにジョージアが国際法に従つて主権の権利又は管轄権を行使することができる接続水域、排他的経済水域及び大陸棚をいう。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はジョージアをいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。 (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) ジョージアにおいては、財務省又は権限を与えられたその代理者 (ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている	る法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (i) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたらば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によつて保有される資産及び取得される所得として取り扱う。 一方の締約国によるこの条約の適用に際して	は、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に關する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、一方の締約国の居住者とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、一方の締約国の居住者には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しな	い場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。 3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が六箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施
--	--	---	--

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

- (a) 当該企業の名において締結される契約
 - (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
 - (c) 当該企業による役務の提供のための契約
- 7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一

方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合に限る。当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業

から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得した

とみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を算定するに当たり、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ジョージアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてジョージアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、又は課されているときは、その条件が設けられ、又は課されているときは、その条件が設けられ、又は課されていなければならぬ一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、又は課されているときは、その条件が設けられ、又は課されていなければならぬ一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

10条 配当
1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、配当を支払う法人が居住者である一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式、鉱業株式、発行人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に課し株式から生ずる所得と同様に扱われるものをいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合に

は、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合
(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国に支払われる場合

約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に關して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に關し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該當しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該利子の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料
1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料を生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該使用料の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益
1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいづれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国内においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得
1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいづれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
- (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が

有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府

若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該當する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對しては、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退

職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に對しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に關連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に對しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な關連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、

第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該所得の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 ジョージアにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

(a) ジョージアの居住者がこの条約の規定に從つて日本国において租税を課することができるときは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に對するジョージアの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、その日本国において租税を課することができるときに對してジョージアにおいて施行されている規則及び率に從つて課されたであろうジョージアの租税の額を超えないものとする。

(b) ジョージアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に從つてジョージアにおいて租税が免除される場合においても、ジョージアは、当該居住者の残余の所得に對する租税の額の算定に當たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

2 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に從い、日本国の居住者がこの条約

の規定に従つてジョージアにおいて租税を課することができ所得をジョージア内において取得する場合には、当該所得について納付されるジョージアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一條7、第十二條4又は第二十一條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部

又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

第二十四条 相互協議手続

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協

議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。)ができる。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴訟、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課す

るものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げ

る租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつて他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) ジョージアにおいては、

(i) 第二条 3 (a) に掲げる租税

(ii) 付加価値税

(iii) 消費税

(b) 日本国においては、

(i) 第二条 3 (b) (i) から (iv) までに掲げる租税

(ii) 復興特別法人税

(iii) 消費税

(iv) 地方消費税

(v) 相続税

(vi) 贈与税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d) (a) から (c) までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるときであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この 3 の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国による

り、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時に於いて当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3 及び 4 の規定にかかわらず、3 又は 4 に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によつて適用される時効の対象とされず、また、その理由によつて適用される優先権を与えられない。3 又は 4 に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 3 又は 4 に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の

締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従ひ当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとつたことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が 3 又は 4 の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の (a) 又は (b) の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3 の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるときであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4 の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての必要な措置をとつていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、第十二条 1 の規定に基づいて特典が与えられる時において 2 に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに關して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者は、第十二条 1 の規定に基づいて特典が与えられる時において、次の (a) から (d) までの規定のいずれかに該当する場合に、適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関

(c) 法人その他の団体(その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場におい

(d) 通常取引されるものに限る。 個人以外の者(当該一方の締約国の居住者である者であつて(a)から(c)までの規定に基づいて適格者とされるものが、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。)	づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。	連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び3の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とジョージアとの間において適用されなくなる。	(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に關しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。 二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 今村朗 ジョージアのために I・M
3 一方の締約国の居住者が適格者に該当しない場合においても、当該居住者が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が、第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。	2 この条約は、次のものについて適用する。 (a) ジョージアにおいては、 (i) 源泉徴収される租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得 (ii) その他の租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税	6 旧条約は、1から5までの規定に従つて適用される最後の日に日本国とジョージアとの間において終了する。	議定書 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びジョージアは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 条約の規定に關し、ジョージアにおいては、「地方政府又は地方公共団体」とは、「行政区画」又は「地方自治団体」をいうことが了解される。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 今村朗 ジョージアのために I・M
4 この条約の規定の適用上、 (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人又は団体の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。 (b) 法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。 (c) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。 (i) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場 (ii) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場	3 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。	5 この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。	議定書 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びジョージアは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 条約の規定に關し、ジョージアにおいては、「地方政府又は地方公共団体」とは、「行政区画」又は「地方自治団体」をいうことが了解される。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 今村朗 ジョージアのために I・M
5 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づ	4 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国	3 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。	議定書 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びジョージアは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 条約の規定に關し、ジョージアにおいては、「地方政府又は地方公共団体」とは、「行政区画」又は「地方自治団体」をいうことが了解される。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 今村朗 ジョージアのために I・M

審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日

外交防衛委員長 長峯 誠

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とジョージアとの間で、投資に関する内国民待遇及び最恵国待遇等、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、両国間の経済関係の一層の緊密化が図られるものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について、日本国

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定

日本国及びジョージア（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

投資のための安定した枠組みが経済的資源の効果的な利用を最大にすることを認識し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていくことを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であつて、他方の締約国の関係法令に従い当該他方の締約国の領域において形成され、及び投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含むものとする。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によつて与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

この協定の適用上、投資財産は、司法上若しくは行政上の措置として下される命令若しくは決定又は投資財産について下される仲裁廷の裁定を意味するものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有

し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「領域」とは、

(i) ジョージアについては、ジョージアの法令に従つて定められ、及びジョージアが国際法に従い主権を行使する領域（領土、その下及びこれらの上空並びに内水及び領海（海底、その下及びこれらの上空を含む。）をいう。）並びにジョージアが国際法に従い主権の権利又は管轄権を行使することができる接続水域、排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権の権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(g) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日に

おいて効力を有することをいう。

(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。 (l) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。 (m) 「双方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。 (n) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。 (o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。 (p) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。 (q) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。 (r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。 (s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。 (t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、二十一年に改正された国際連合国際商取引法委員会仲裁規則をいう。	することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。 第三条 最恵国待遇 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1に規定する待遇には、この協定及び他の国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。 3 この条の規定は、一方の締約国が当事国である現行の又は将来における地域的な経済統合同盟又は関税同盟に基づいて与える特惠的な待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。	ができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。 (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスは輸出すること。 (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。 (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (g) 特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役任命すること。 (h) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。 (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間	注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。 (i) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。 (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。 2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。 (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。 (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 3 (a) 1(h)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当
1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持	一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従つて、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。 第五条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 第六条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制すること	がでず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。 (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスは輸出すること。 (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。 (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (g) 特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役任命すること。 (h) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。 (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間	注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。 (i) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。 (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。 2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。 (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。 (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 3 (a) 1(h)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当

局が1(h)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。 (b) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。 4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。	の他の方法で処分することを要求してはならない。 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適用しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に(例外的な状況においてはその後できる限り速やかに)、次のことを行う。 (a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。 (b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確認することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。	2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、秘密のものとして指定されているもの又はその開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、若しくはブライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。	当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 正当な法的手続に従つて実施するものであること。 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。
1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 締約国の中央政府又は地域政府若しくは都道府県により維持されるこれらの規定に適用しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの (b) (a)に規定する地域政府又は都道府県以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適用しない現行の措置 (c) (a)及び(b)に規定する適用しない措置の継続又は即時の更新 (d) (a)及び(b)に規定する適用しない措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限り。) 2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。 3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却そ	5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適用しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。 6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い(貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの)の対象となるいかなる措置についても、適用しない。 7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。 第八条 透明性 1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。	9 締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。 第十条 投資家の入国、滞在及び居住 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人並びに当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。 第十一条 収用及び補償 1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに對する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。 (a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 2及び3の規定に従つて行われる迅速、適	4 公共の福祉に係る正当な目的(例えば、公衆衛生、安全、環境)を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、収用を構成しない。 5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。 第十二条 争乱からの保護 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の領域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回

復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていずれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に変換することができるとする。

3 いずれの締約国も、第十五条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確

保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含むものとする。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
 - (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
 - (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払(融資の返済を含む。)
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
 - (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
 - (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 税の納付
 - (b) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (c) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
 - (d) 刑事犯罪
 - (e) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存
 - (f) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

- 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
 - (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。
 - (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
 - (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
 - (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
 - (iii) 安全
 - (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
- 2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。
- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際的平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

第十六条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十四条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができ

る。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

第十七条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づき当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基き、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第二条、第三条及び第六条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の自然人又は企業によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の自然人又は企業によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が締約国又は第三国の自然人又は企業によつて「所有」されるとは、当該締約国又は第三国の自然人又は企業が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が締約国又は第三国の自然人又は企業によつて「支配」されるとは、当該締約国又は第三国の自然人又は企業が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第二十二条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交上の経路を通じた協議によつても満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。

このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、仲裁委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国が均等に負担する。

第二十三条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉(拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。)を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申

立人は、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託することができる。 (a) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。 (b) (a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。	3 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。 4 2の規定にかかわらず、締約国の投資家は、次の事項をこの条の規定による仲裁に付託することができない。 (a) 自己の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争 (b) 第八条1の規定を根拠とする請求	5 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。 (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所 (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項その他関連する条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算	6 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。 (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に	立人は、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託することができる。 (a) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。 (b) (a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。	7 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度規則付表C第二条に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (d) 6(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。	8 3の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び当該申立人が損失又は損害を被ったことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 9 3の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。 (a) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (b) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	10 9(b)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が5、6、8若しくは9に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 11 9(b)の規定にかかわらず、申立人は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。	立人は、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託することができる。 (a) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。 (b) (a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。	12 仲裁廷は、この条の規定により請求が仲裁に付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 13 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。） (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し	14 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 15 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。	16 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。ただし、4の規定に従うことを条件とする。 (b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償（適当な利子を含む。） (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償（適当な利子を含む。）を支払うことができることを定めるものとする。	立人は、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託することができる。 (a) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。 (b) (a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。	17 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 18 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従つて執行される。	19 3の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び当該申立人が損失又は損害を被ったことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 20 3の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。 (a) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (b) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	21 9(b)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が5、6、8若しくは9に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 22 9(b)の規定にかかわらず、申立人は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。
---	--	--	---	---	--	---	--	---	---	--	---	---	--	---	--

第二十四条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省経済局 (b) ジョージアについては、法務省 2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十五条 合同委員会 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。 (c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。 (d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報交換し、及び討議すること。 (e) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。	3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。 4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。 第四章 最終規定 第二十六条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十七条 改正 この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、次条1に規定するところにより効力を生ずる。 第二十八条 最終規定 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。 3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財	産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。もっとも、この協定は、この協定の効力発生前に生じた事態に起因する請求又は紛争については、適用しない。 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 今村 朗 ジョージアのために N・T 附属書 I 第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置 1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。 (a) 第二条 (b) 第三条 (c) 第六条 2 表の留保事項には、次の事項を記載する。 (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。	(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。 (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。 (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。 (e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。 (f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。 4 この附属書の適用上、 (a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。 (b) 「経済活動分類 G N C O O 六—二〇一六 Rev. 二」とは、ジョージア国家統計局が二十六年に作成したジョージアの経済活動の種類の分類をいう。
---	---	--	--

日本国の表注

注 透明性の観点から、この表の留保事項には、第十五条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

一	二	三
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
農林水産業及び関連するサービス(附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八が対象とするものを除く。) J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業(水産養殖業を除く。) J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六三二四 農業協同組合 J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	金融業 銀行業 J S I C 六三二 銀行(中央銀行を除く。) J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇(第二条) 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 J S I C 三五一 熱供給業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条

四	五
概要 分野 小分野 産業分類 情報通信業 電気通信業	分野 小分野 産業分類 情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七三二 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七一二 長距離電気通信業 J S I C 三七一三 有線放送電話業 J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二一 移動電気通信業 J S I C 四〇一一 ポータルサイト・サーバ運営業 J S I C 四〇一二 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ J S I C 四〇一三 インターネット利用サポート業 注 J S I C 四〇一一又は四〇一二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

六		七	
概要	関連する義務措置	概要	関連する義務措置
十六号) 第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られる。 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第四条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 製造業及び情報通信業 電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業 J S I C 二八四 集積回路製造業 J S I C 二八三 半導体メモリメディア製造業 J S I C 二八三 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 J S I C 二八四 電子回路実装基板製造業 J S I C 三〇一 有線通信機械器具製造業 J S I C 三〇二 携帯電話機・P H S 電話機製造業 J S I C 三〇三 無線通信機械器具製造業 J S I C 三〇三 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く。) J S I C 三〇三 パーソナルコンピュータ製造業 J S I C 三〇三 外部記憶装置製造業 J S I C 三九一 受託開発ソフトウェア業 J S I C 三九二 組込みソフトウェア業 J S I C 三九三 パッケージソフトウェア業 J S I C 三九二 情報処理サービス業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第四条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。		製造業 医薬品・医療機器製造業 J S I C 一六五 医薬品製造業 J S I C 一六五 生物学的製剤製造業 J S I C の大分類 E (製造業) の医薬品中間物製造業であって、J S I C 一六五及び J S I C 一六五三に関連するもの J S I C 二七四 医療用機械器具・医療用品製造業 J S I C 二九六 電子応用装置製造業 J S I C 二九七 医療用計測器製造業 注 J S I C 一六五、二七四、二九六又は二九七に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 この留保事項の適用上、 (a) 「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (b) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。 (c) 「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。 製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 J S I C 一一八 他に分類されない衣服・繊維製身の回用品製造業	
八	八	八	八
概要	関連する義務措置	概要	関連する義務措置
製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 J S I C 一一八 他に分類されない衣服・繊維製身の回用品製造業			

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	概要 措置 関連する義務
内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業(手袋を除く) J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一一八九又は三二五三に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、動物系接着剤(にかわ)・ゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 船舶の国籍に関する事項

十一	十
分野 小分野 産業分類 措置 概要	分野 小分野 産業分類 措置 概要
石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く) J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五 ガソリンスタンド J S I C 六〇五二 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く) J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二又は六〇五二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行うとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレンジグリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条) 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	警備業
	概要 産業分類 J S I C 九二三 警備業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十二号)第三 条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警 備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	
十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	運輸業
	概要 産業分類 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三 条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の 航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用す る。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交 通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられ ない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体の代表者たる法人、役員 の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは 団体の代表者たる法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c) までに掲げる自然人若しくは団体の代表者たる法人	運輸業 航空運送業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三 条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の 航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用す る。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交 通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられ ない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体の代表者たる法人、役員 の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは 団体の代表者たる法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c) までに掲げる自然人若しくは団体の代表者たる法人
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	運輸業
	概要 産業分類 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空機使用業(航空運送業を除く。) 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三 条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の 航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用す る。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請 する次の自然人又は団体には与えられない。	航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当す るに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるための これらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等に ついても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に 支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体に あつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するも のからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求 を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる 法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国 土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は 日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土 交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の 用に供してはならない。

[illegible]

十八	分野 小分野 産業分類 ～ 関連する義務 措置	2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条
十九	分野 小分野 産業分類 ～ 関連する義務 措置	概要 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。 運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三
二十	分野 小分野 産業分類 ～ 関連する義務 措置	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三
二十一	分野 小分野 産業分類 ～ 関連する義務 措置	運輸業 水運業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
二十二	分野 小分野 産業分類 ～ 関連する義務 措置	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇(第二条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。

二十三

分野 小分野 産業分類	概要 措置 関連する義務
航空宇宙産業 航空機製造修理事業 J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 はん用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。) 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三一、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条から第五条まで 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機産業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 居住者及び非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 3 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 4 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。

ジョージアの表

一 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	二 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	三 分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
全ての分野 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) ジョージア憲法(二十七年十月十三日改正)第十九条第四項 農地所有権に関するジョージア基本法(二十九年六月二十五日) 国有財産に関するジョージア法(二十年七月二十一日) 土地の用途指定の決定及び農地の持続可能な経営に関するジョージア法(二十九年六月二十五日) 農地は、国、自治体、ジョージア市民若しくはジョージア市民の組合によって、又は国内法令に規定する要件に基づき外国人若しくはジョージアにおいてその私法に基づいて設立された法定の事業体によってのみ、所有される。 ジョージア市民又はジョージアにおいてその私法に基づいて登録されている法定の事業体のみが、国有農地の区画の所有権を取得する権利を有する。	漁業 経済活動分類G N C O O 六—二〇一六/Rev. 二 A O 三・一—漁業 内国民待遇(第二条) 漁業免許の付与に係る規則及び条件に関する規則の承認に関するジョージア政府決議一三八(二十五年八月十一日)第四条 漁業免許は、ジョージアの居住者である自然人又は法人にのみ与えられることができる。	農業 農業協力 内国民待遇(第二条) 農業協同組合に関するジョージア法(二十三年七月十二日) 農業協同組合の組合員には、当該農業協同組合が行う農業活動に直接参加し、及び当該農業協同組合の持分を所有する十八歳以上のジョージア市民又は他の農業協同組合になることができる。

四	分野 小分野 産業分類 金融サービス―保険 全ての保険及び保険関連のサービス 経済活動分類 GNC006―2016/Rev. 2 K 六五―保険、再保険及び年金基金(強制加入の社会保障を除く。) 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 措置 概要 十八歳以上のジョージア市民若しくは外国市民又はジョージア若しくは外国において登録されている法定の事業体であつて、農業協同組合に関するジョージア法及び当該農業協同組合の総会の決定に従つて出資を行ったものは、当該農業協同組合の准組合員となる権利を有する。 准組合員は、総会に出席することができる。ただし、当該准組合員は、発言権のみ有する。 准組合員は、当該農業協同組合に対する出資から配当を受け取る権利を有し、及び監事又は理事に選出されることができる。 准組合員は、当該農業協同組合が行う農業活動に直接関与することはできない。	五 分野 小分野 産業分類 金融サービス―保険 保険の補助的なサービス(保険仲立人サービス及び保険代理店サービスを含む。) 措置 概要 経済活動分類 GNC006―2016/Rev. 2 K 六六・一―金融サービス及び保険業の補助的な業務 K 六六・二―保険及び年金基金の補助的な業務 内国民待遇(第二条) 保険に関するジョージア法(千九百九十七年五月二日)第七条 外国において登録されている法人は、ジョージアにおいて正当に登録されている支店(代表事務所を通じてジョージアにおける保険仲立業を営まなければならない。)	六 分野 小分野 産業分類 放送 無線放送 経済活動分類 GNC006―2016/Rev. 2 J 六〇―番組編成・放送業 内国民待遇(第二条) 放送に関するジョージア法(二十四年十二月二十三日)第三十七条及び第四十三条 措置 概要 次に掲げる形態の放送に従事するための免許を有する者又は当該放送に従事することを許可される者は、ジョージア市民又はジョージアの居住者である自然人若しくは法人とする。 (a) ラジオ放送 ラジオ放送のための免許は、当該ラジオ放送が無線周波数スペクトルを使用する放送用の送信機によって行われる場合にのみ必要とされる。 (b) テレビジョン放送 テレビジョン放送事業者(公共放送事業者を除く。)は、許可を得なければならない。テレビジョン多重放送のためのプラットフォームフォーム構築には、免許が必要である。	1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従つて記載するものである。 附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置 (a) 第二条 (b) 第三条
---	---	--	---	---

第六條

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合に、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合に、適合しない措置の対象となる活動であつて、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。

する。

- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合に、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧(全てを網羅するものではないもの)を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保事項の解釈に当たつては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
- (a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
- (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。

日本国の表(注)

注 透明性の観点から、この表の留保事項には、第十五条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
現行の措置	全ての分野	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。

二	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
現行の措置	全ての分野	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、又はこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
三	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
現行の措置	全ての分野	最恵国待遇(第三条) 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)
四	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
現行の措置	全ての分野	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 補助金については、ジョージアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
五	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
現行の措置	航空宇宙産業 宇宙開発産業 宇宙開発産業	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持

六	現行の措置	する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで
六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで
七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで
八	分野 小分野 産業分類	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業

九	関連する義務 概要 現行の措置	J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条 情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条
九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	

十	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二章 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五章及び第八章 土地取引に関する事項	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
十三	航空交通サービスを含まない。	分野 小分野 産業分類 概要 現行の措置	教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八二 小学校 J S I C 八三 中学校 J S I C 八四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八五 特別支援学校 J S I C 八一九 幼保連携型認定こども園 内国民待遇(第二条) 日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条 学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)	十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この協定の効力発生の日にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。 3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

ジョージアの表

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	全ての分野
二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	全ての分野
三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	全ての分野

四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	建設及び関連するエンジニアリング業
五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	観光 観光ガイド
六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	電力及びエネルギー 電気、ガス及び石油

審査報告書
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日
外 交 防 衛 委 員 長 長 峯 誠
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿
要 領 書
一、委員会の決定の理由
この交換公文は、我が国が経済協力開発機構及び職員等に対して新たに与える特権及び免除

等について定めるものである。この交換公文の締結により、経済協力開発機構東京センターを始め、我が国における経済協力開発機構の活動の円滑化及び強化に向けた環境整備につながり、経済協力開発機構との一層の関係強化が期待されるので、適切な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十七年三月十四日にパリで署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定以下「協定」という。及び同日付けの協定の規定の適用範囲に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の交換公文(以下千九百六十七年の交換公文という。)に言及する光栄を有します。

本使は、更に、日本国政府に代わって千九百六十七年の交換公文に対する次の改正を提案する光栄を有します。

1 千九百六十七年の交換公文の2の規定は、この書簡及び貴事務総長の返簡によって構成される日本国政府と経済協力開発機構との間の合意が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について同機構が日本国民に対して支払う給与及び手当については、適用されなくなる。

2 千九百六十七年の交換公文に次の3及び4を加える。

3 (a) 協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない経済協力開発機構の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

(b) 経済協力開発機構は、同機構の規則に従い、(a)の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

(c) 経済協力開発機構は、(a)の特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

4 日本国政府及び経済協力開発機構は、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとすることについての協議を継続する。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件

本使は、更に、前記の提案が経済協力開発機構にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴事務総長の返簡が日本国政府と同機構との間の合意を構成し、その合意が、日本国政府がその合意の効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴事務総長に向かって敬意を表します。
二千二十一年二月十二日にパリで
経済協力開発機構日本政府代表部
特命全権大使 岡村 善文
事務総長 アンヘル・グリア殿
経済協力開発機構

(経済協力開発機構側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本事務総長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、千九百六十七年三月十四日にパリで署名された日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定以下「協定」という。及び同日付けの協定の規定の適用範囲に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の交換公文(以下千九百六十七年の交換公文という。)に言及する光栄を有します。

本使は、更に、日本国政府に代わって千九百六十七年の交換公文に対する次の改正を提案する光栄を有します。

1 千九百六十七年の交換公文の2の規定は、この書簡及び貴事務総長の返簡によって構成される日本国政府と経済協力開発機構との間の合意が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について同機構が日本国民に対して支払う給与及び手当について

は、適用されなくなる。
2 千九百六十七年の交換公文に次の3及び4を加える。

3 (a) 協定によつて与えられる特権及び免除は、阻害されることのない経済協力開発機構の機能並びに当該特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

(b) 経済協力開発機構は、同機構の規則に従い、(a)の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

(c) 経済協力開発機構は、(a)の特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、要請により、時宜を失することなく問題を解決するために日本国政府と協議する。

4 日本国政府及び経済協力開発機構は、特権及び免除の範囲の観点から協定を最新のものとすることについての協議を継続する。

本使は、更に、前記の提案が経済協力開発機構にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び貴事務総長の返簡が日本国政府と同機構との間の合意を構成し、その合意が、日本国政府がその合意の効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本事務総長は、更に、経済協力開発機構が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が同機構と日本国政府との間の合意を構成し、その合意が、日本国政府がその合意の効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨を同機構に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとするを同機構に代わって確認する光栄を有します。

本事務総長は、以上を申し進めるに際し、こ

に重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十一年二月十二日にパリで

経済協力開発機構

事務総長 アンヘル・グリア

経済協力開発機構日本政府代表部

特命全權大使 岡村善文閣下

審査報告書

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日

文教科学委員長 太田 房江

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたつて回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もつて児童生徒等の権利利益の擁護に資するとともに、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等について定めようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に對してわいせつ行為を行うことはあつてはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考に、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の予備等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

三、児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、こうした者をあらかじめ教育職員等として採用しないための適切かつ実効性のあつた採用過程の在り方等について検討するとともに、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。

四、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の事実確認の手続に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。

五、性被害にあつた児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、マスコミ等への対応支援、被害にあつた児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールロイヤー等、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講じること。

六、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止をその目的として留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とすること。また、政府は、第三者による調査や通報者の保護、事実誤認による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。

七、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。

八、私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏

まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

九、児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。

十、障害等により自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行うとともに、特別支援学校、特別支援学級など、児童生徒等の数が少なく、他の児童生徒等、教育職員等の目が行き届きにくい環境について、被害を未然に防止する措置を講じること。

十一、児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備するとともに、性に関して学ぶこと等を通じて一人一人の性、心身、人生を尊重することの重要性についての意識を共有する等により、児童生徒等が相談しやすい雰囲気醸成に努めること。また、教育職員等に対する児童生徒等の人権・特性等に関する理解や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修等の充実に向けて、十分な財政上の措置を講じること。

十二、都道府県教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関し、全国の統一した運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

十三、都道府県教育職員免許状再授与審査会等の

設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。

十四、データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

十五、教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものである。文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を被害から守るために連携を図り、プライバシーの保護を含む児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組を実施するとともに、被害を受けた児童生徒等のレジリエンスを信じ、支えることに万全を期すこと。

右決議する。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
令和三年五月二十五日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

目次

第一章 総則(第一条—第十一條)	1
第二章 基本指針(第十二條)	2
第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置(第十三條—第十六條)	3
第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等(第十七條—第二十一条)	4

第五章 特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例等(第二十二條—第二十三條)

第六章 雑則(第二十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許失効者等に対する教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

二十八歳未満の者(前号に該当する者を除く。)

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(前号に掲げるものを除く。)

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。)第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること(前二号に掲げるものを除く。)

四 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする。こと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(前三号に掲げるものを除く。)

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする。こと(前各号に掲げるものを除く。)

動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする。こと(前各号に掲げるものを除く。)

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員免許法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。並びに学校の校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

6 この法律において「特定免許失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

(児童生徒性暴力等の禁止)

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等

に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由(解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。)となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等を防止した教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとて、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念のつとて、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(任命権者等の責務)

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念のつとて、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

2 公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。)の教育職員等の任命権者は、基本理念のつとて、児童生徒性暴力等を防止した教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念のつとて、児童生徒性暴力等

をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第八条 学校の設置者は、基本理念のつとて、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校の責務)

第九条 学校は、基本理念のつとて、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(教育職員等の責務)

第十条 教育職員等は、基本理念のつとて、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第十二条 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針(次

項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
- 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
- 三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(教育職員等に対する啓発等)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒等に対する啓発)

第十四条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に對する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に

対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十條第一項(第二十一條において準用する場合を含む。)の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

(データベースの整備等)

第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となつた事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となつたときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等

(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置)

第十八条 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。

3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者(公務員に限る。)は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の定めるところにより告発をしなければならない。

4 学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

5 学校は、前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、そ

の名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

6 学校は、第四項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。

7 学校は、第四項の場合において犯罪があるとき認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

(専門家の協力を得て行う調査)

第十九条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事実について自ら必要な調査を行うものとする。

2 学校の設置者は、前項の調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

(学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等)

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

(教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用)

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務(当該学校の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童生徒性暴力等(当該学校の児童生徒等に対するものに限る。)について準用する。

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第二十二条 特定免許状失効者等(教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限

り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第二十条第二項(同法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなつた都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となつた児童生徒性暴力等の内容を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委

員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六章 雑則

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二十二条の規定は、この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三条 教育職員免許法の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

第十六条の二の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)第二条第六項に規定する特定免許状失効者等(第五条第一項各号のいづれ

かに該当する者を除く。の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

第十六条の三第三項中「前条第二項」を「第十六条の二第二項」に、「次条第二項」を「第十六条の三第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法平成十四年法律第百八十九号の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「教育職員免許法等の特例」に改め、同条第一項中「と」を「と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第 号)第二十二條第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九條第一項の規定による認定を受けた市町村(以下この項において「認定市町村」と

いう。)の教育委員会を含む。次項及び次条第一項において同じ。」「と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。)」とする。」に改める。

第五条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十二條第二項」を「第十五條第二項」に改め、「この項の下に」及び「第二十二條第二項」を加え、「次項及び次条第一項において同じ。」「と、「を以下同じ。」「と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県(認定市町村においては当該認定市町村)」と、「第二十二條第二項中」に、「同条」を「次条」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第六条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第十九条第一項各号列記以外の部分の項中

市町村の教育委員会。		国家戦略 ある市町
市町村の教育委員会。	国家戦略特別区域会議に係る市町村の教育委員会。	
市町村(以下	国家戦略特別区域会議(国成二十五年法律第百七号)る国家戦略特別区域会議を公共団体である市町村(以	

る関係地方公共団体で
家戦略特別区域法(平
第七条第一項に規定す
いう。)に係る関係地方
下

に改める。

第十二条の三第十一項の表に次のように加える。

教育職員等による 児童生徒性暴力等 の防止等に関する 法律(令和三年法 律第 号)	第七条第二項 をいう	をいい、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二條の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く
---	---------------	--

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十七日

農林水産委員長 上月 良祐

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融システムの安定に係る国際的な基準に対応するため、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められる場合における農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置として、農水産業協同組合貯金保険機構による農林中央金庫に対する業務遂行等の監視、資金の貸付け及び優先出資の引受け等の措置について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

令和三年五月二十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 金融危機への対応(第九十七

第一「条中」を「係る」に、「措置等」を「措置」並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処
理に関する措置等」に改める。

第三十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「貸付け」の下に「及び第百十二条の二の規定による資産の買取り」を加え、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

料」に改め、同条第二項中「資料」を「報告又は資料」に、「これを提出しなければ」を「報告又は資料の提出をしなければ」に改め、同条第三項中「行な

3 機構は、その業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

二 第七十四条に規定する業務(第百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係るものに限る。)、第百一条第一項(第百十条の十四第五項において準用する場合を含む。)の規

第七十四条中「経営困難農水産業協同組合から」を「第七十七条第一項の規定による委託を受けて」に改め、同条第二号中「補てん」を「補填」に改める。

機構は、次に掲げる場合には、協定債権回収会社に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第一百十二条の二第三項の規定により農林中

第七十七条第二項中「同項」を「同項各号」に、「補てん」を「補填」に改め、同条第四項中「含む。」の下に「及び第百十二条の二第五項」を加え、「第

協同組合」の下に又は第一百十條の第三項に規定する特別監視指定に係る農林中央金庫を加え、同条第五項中「が資産保有農水産業協同組合」の下

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

第八十一条 削除

第八十五条第一項中「以下」を「第九十四条第四項を除き、以下」に改める。

の二第五項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む）

又は農林中央金庫である場合にあつては、経営管理委員及び監事は「に」、「を」「に」、理事（当該被管理農水産業協同組合が経営管理委員設置組

員会の終結の時に改め、同条第五項中「又は総代会」を「若しくは総代会又は経営管理委員会」に改める。

第一百条第三項中「すべてを全て」に改め、同項第一号中「第一項」を「機構が第一項」に改める。

第一百六条の見出し中「負担金」の下に「又は特定

取得特定優先出資をいう。次号において同じ。若しくは取得特定貸付債権(同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。二取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。二

法律案

第一百七條第一項中「危機対応業務」の下に「第一百十條の二第一項に規定する特定認定に係る農林中央金庫に係るものを除く。」を加え、同条第二項

「又は特定負担金」を加える。

市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

めの農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

の必要性の認定)

第十條の二 主務大臣は、農林中央金庫について次条第一項に規定する特別監視及び農林中央

又は第百十條の第十四第五項において準用する第百一条第一項の規定による優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ

ば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章及び次章において「特定認定」という。)を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行った場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるときは、農林中央金庫が第百十條の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行ったときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行ったときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

(機構による特別監視)
第百十條の三 主務大臣は、特定認定を行ったときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視(第百十條の六及び第百十條の七第三項において「特別監視」という。)をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定(以下「特別監視指定」という。)があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告(以下この項において「助言等」という。)その他の必要な助言等を行うことができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めると

きは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務及び財産の状況等に関し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその主務大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

(特別監視代行)
第百十條の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、主務大臣の承認を得なければならない。

3 特別監視代行者(第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。第百十條の十一及び第百二十三條の二において同じ。)は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。

(特別監視指定の取消し)

第百十條の五 主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第百十條の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

第百十條の六 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じ

させることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、主務大臣の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

(役員等の解任及び選任の特例)

第百十條の七 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)に引き続き職務を行わせることが適切でないとき、農林中央金庫法第三十八條及び第三十八條の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を解任することができる。

2 前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十四條の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。この場合には、同法第二十四條第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された農林中央金庫の役員等(理事を除く。以下この項において同じ。)はその特別監視の終了後最初に招集される通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会の終結の時に、理事は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営

管理委員会の終結の時に退任する。

4 第一項又は第二項に規定する許可(以下この項及び次項において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について總會若しくは総代会又は経営管理委員会の決議があつたものとみなす。

5 第九十四條第六項から第九項まで、第十項前段及び第十一項並びに第九十五條の規定は、代替許可について準用する。この場合において、第九十四條第六項中「当該被管理農水産業協同組合」とあり、並びに同条第七項及び第九項中「被管理農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、第九十五條中「前条第一項第一号、第二項又は第三項」とあるのは「第百十條の七第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

(回収等停止要請)

第百十條の八 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合、農林中央金庫の会員であるものに限り、が農林中央金庫に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等)

第百十條の九 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられていない旨の陳述その他の農林中央金庫に関する事項の陳述をし、当該決定の時期その他につ

いて意見を述べることができる。 (資産の国内保有) 第百十條の十 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。 (管理人等に関する規定の準用) 第百十條の十一 第九十條の規定は特別監視代行者について、第九十三條の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫(その財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。)について、それぞれ準用する。 (金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等) 第百十條の十二 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の貸付け等(我が国の金融システムに著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムに著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務の保証をいう。)の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができる。	(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等) 第百十條の十三 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十條の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。 2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。 3 主務大臣は、農林中央金庫が第百十條の二第二項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかった場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、特定認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫が提出した計画を適当と認めないときは、特定認定を取り消すことができる。 5 主務大臣は、前二項の規定により特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。 6 第百十條の二第三項及び第四項の規定は、第二項から第四項までの規定による特定認定の取消しについて準用する。 (優先出資の引受け等の決定等) 第百十條の十四 特定認定に係る農林中央金庫は、機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために農林中央金庫の優先出資の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。ただし、農林中央金庫が債務の支払を停止した場合、この限りでない。 2 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行	うかどうかの決定を求めなければならない。 3 第一項の規定による申込みを行った農林中央金庫は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。 4 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。 一 機構が第一項の規定による申込みに係る取得特定優先出資(機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資をいう。次条第二項及び第百十條の十六第一項において同じ。)又は取得特定貸付債権(機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した貸付債権をいう。次条第二項及び第百十條の十六第一項において同じ。)の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。 二 前項に規定する計画の確実な履行等を通じて、農林中央金庫の次に掲げる方策の実行が見込まれること。 イ 経営の合理化のための方策 ロ 経営責任の明確化のための方策 第百十條の十四 特定認定に係る農林中央金庫は、機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために農林中央金庫の優先出資の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。ただし、農林中央金庫が債務の支払を停止した場合、この限りでない。 2 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行	庫」と、同条第六項中「第一号措置に係る認定」とあるのは「特定認定(第百十條の二第一項に規定する特定認定をいう。)」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (優先出資の引受け等に係る計画の公表等) 第百十條の十五 主務大臣は、前条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。 2 主務大臣は、機構が取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、農林中央金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。 (取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分) 第百十條の十六 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。 2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。 (特定負担金の納付等) 第百十條の十七 農林中央金庫等は、第百六条第四項(第百八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務(特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。)の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年
---	---	---	---

の六月三十日まで、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「特定負担金」という。)の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債(主務省令で定めるものを除く。)の額の合計額に、第六十六条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する。この場合において、同項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫等(第六十六条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。)」と、第五十二条第一項及び第三項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫等」と読み替えるものとする。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

(資産の買取り)
第百二十二条の二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結する

ものとする。
第百十八条の二の次に次の四条を加える。

(契約の解除等の効力)

第百十八条の三 主務大臣は、第九十七条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る農林中央金庫について、関連措置等当該認定若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。)が講じられたことを理由とする契約(契約の当事者又は契約において定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち主務省令で定めるものに係るものに限る。)の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間(以下この条において「措置実施期間」という。)中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして主務省令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4 主務大臣は、第一項の規定による決定を行ったときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び農林中央金庫に通知しなければならない。

5 第一項の規定による決定が行われた契約については、民事再生法第五十一条において準用する破産法第五十八条の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

(農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令)

第百十八条の四 主務大臣は、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、農林中央金庫に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(指導及び助言)
第百十八条の五 機構は、農水産業協同組合に対し、経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合として主務省令で定めるものの自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(国際協力)
第百十八条の六 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

第百十九条第一項ただし書中「第六十六条の下に」を、「第七十七条第三項において準用する第五十二条第五項を、」第六十六条第一項を除く。の下に、第七十七条の二(第六十六条の十四及び第五項において準用する第七十一条第二項、第六十六条の十六及び第六十六条の十七第三項において準用する第五十二条第五

項を除く。を加え、「並びに第六十八条を、」第六十八条、第六十八条の三第一項及び第四項並びに第六十八条の四に改める。
第百二十三条の次に次の一条を加える。

第百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者の職務に關し特別監視代行者に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二十四条中「前条第一項」を「第六十二条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。
二 第六十条の十の規定による命令に違反したとき。

第百二十五条中「者」を「とき」は、その違反行為をした者に改める。

第百二十六条中「第九十条の下に」第六十条の十一において準用する場合を含む。を加える。
第百二十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をしたを加え、同条第一号中」又は

第二百二条第二項を、「第二百二条第二項又は第百十
条の十五第二項に、「者」を「とき」に改め、同条
第二号中「第八十八条の下に」又は第百十条の三
第五項を加え、「者」を「とき」に改める。
第二百二十九条第一項第二号中、「第百三十三第二
項又は第百六条第一項を」(第百十条の十四第五
項において準用する場合を含む。)、第百三十三第
二項、第百六条第一項、第百十条の十六第二項又は
第百三十三条の二第四項に改める。
第百三十三条を次のように改める。
第百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした者は、三十万円以下
の罰金に処する。
一 第三十七条第一項の規定による報告若しく
は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しく
は資料の提出をしたとき。
二 第五十七条の二第二項の規定による資料を
提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
第百三十一條第一項第一号中「第百二十五条」を
「第百二十四条の二又は第百二十五条に改める。
第百三十一條の二第二項中「第百二十三條の下
に」又は第百二十三條の二を加え、「同条」を「こ
れら」に改め、同条第二項中「第百二十四条の下
に」(第百二十三條第一項又は第二項に係る部分に
限る。)」を加える。
第百三十二條第一項第二号中「第六十條の三第
二項」の下に「又は第百十八條の四」を加え、同項
第五号中「第百一條の二第二項」の下に「(第百十
条の十四第五項において準用する場合を含む。)」を
加える。

附 則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
の一部改正)
2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五十五条中「業務」を「業務を」に、「
と、同法第四十四条を」を「と、同法第四十四
条」に改める。

審査報告書

障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。
令和三年五月二十七日
内閣委員長 森屋 宏
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、障害を理由とする差別の解消の
一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障
壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮
をすることを義務付けるとともに、行政機関相
互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とす
る差別を解消するための支援措置を強化する措
置を講じようとするものであって、妥当な措置
と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講ずるべきである。
一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、
可能な限り早期に行うこと。
二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律についての理解がより一層深まるよう啓発
に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基
本方針、対応要領及び対応指針の改定について

は、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事
業者に周知徹底すること。

三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別
の解消を総合的に推進するため、次期障害者基
本計画の策定を通じて把握した課題について、
障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを
含めて必要な対応を検討すること。

四 基本方針において、障害者の権利に関する条
約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的
な考え方を明記することを検討すること。

五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な
差別の解消について、基本方針、対応要領及び
対応指針に明記することを検討すること。ま
た、地方公共団体と連携して、複合的な差別に
関する情報の収集、分析を行うこと。

六 基本方針等において、障害の分野に応じて、
具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛
り込むことを検討すること。

七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当
たっては、障害者の権利に関する条約における
障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障
害者団体その他の関係者の意見を聴取するこ
と。

八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たって
は、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並
びに障害者団体の構成員の参画を検討するこ
と。

九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争
の防止又は解決に必要な体制を整備するに当
たっては、以下の諸点に留意すること。
1 障害を理由とする差別に関する相談につい
て、たらい回しを防止する等の観点から、ワ
ンストップの相談窓口を設けるとともに、国
と地方公共団体との連携を強化すること。
2 障害者が安心して相談することができるよう、
相談窓口における相談対応者に障害者を
加えること。
3 既存の機関によるこれまでの対応について

調査、分析し、その結果を公表すること。
十 相談窓口については、電話対応だけでなく、
FAX、電子メール、SNS等の利用を可能と
するなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整
備すること。

十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発
活動に当たっては、障害者団体等が実施してい
る研修に関する情報を可能な限り収集し、その
内容も十分に踏まえて検討すること。

十二 障害を理由とする差別及びその解消のため
の取組に関する情報の収集及び整理に当たって
は、民間事業者に対し情報の提供等を求めつ
つ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・
連携し、データベースの構築等により、情報を
共有すること。

十三 障害者差別解消法第五条に基づく環境の整
備を行うため、公共施設、公共交通機関その他
不特定多数の者が利用する施設等のバリアフ
リー化を推進するための財政措置を含め、必要
な措置を講ずること。

十四 合理的配慮の提供に当たっての意思の表明
について、知的障害等により本人の意思の表明
が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐
して行うことも可能であることを、国の各行政
機関、地方公共団体及び民間事業者等に十分に周
知すること。

十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に
当たっては、障害の特性に応じて、ルビ、点
字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりや
すい情報提供となるよう配慮すること。

十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的
配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側
に十分説明することに努め、その旨を国の各行政
機関及び地方公共団体に周知徹底すること。

十七 障害者差別解消支援地域協議会について、
未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方
公共団体に対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」の

令和三年五月二十八日 参議院会議録第二十六号 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

うかんむりの「害」の字を他の漢字とし、又はひらがなの「がい」とするかどうかの検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなれば」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本体 二四二円
本号一部 二二〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可